

(案)

資料3

江戸川区

みどりの基本計画

水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし
～ えどがわecologicalプラン ～

令和5年12月
江戸川区

目次

第1章 計画の改定にあたって	1
1. 計画の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 「ともに生きるまち」を目指して	2
4. 計画期間	2
5. みどりの役割	3
6. みどりを取り巻く社会情勢	4
第2章 本区の現状と課題	11
1. 本区の概況	11
2. 区のみどりの現状	17
3. 区民および区の取組	37
4. 区民意識	43
5. 区のみどりの課題	47
第3章 基本方針と目標	51
1. 基本理念	51
2. 基本方針	58
3. みどりの目標	60
第4章 みどりの施策	63
1. 施策の体系	63
2. 施策の内容	64
第5章 地域別計画	93
1. 小松川・平井地域	94
2. 中央地域	101
3. 葛西地域(北部)	108
4. 葛西地域(南部)	115
5. 小岩地域	122
6. 鹿骨地域	129
7. 東部地域	136
第6章 計画の実現に向けて	143
1. 基本的な考え方	143
2. 区民・開発事業者・区の役割	144
3. 区民主体のみどりづくりの推進	146
4. 計画の進行管理	147
資料編	
1. 検討経緯	資 - 1
2. 生物調査結果	資 - 10
3. 用語集	資 - 32

※本文中において、特に解説が必要な語句は、末尾に「*」を付していますので、資料編の用語集を参照してください。

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画の背景

みどりの基本計画とは、都市緑地法*第4条の規定に基づくもので、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、江戸川区(以下、「本区」という。)の「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」などを定める計画です。また本計画は、生物多様性基本法*第13条に基づく「生物多様性*の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」の内容を内包する計画とします。

本区では、昭和46(1971)年に「区民一人あたり10本の樹木、10㎡の公園面積」を目標に掲げ、長い年月をかけてみどりのまちづくりに取り組んできました。平成14(2002)年5月には、「江戸川区水と緑の行動指針*」を策定し、その後、社会情勢の変化や、区内のみどりの新たな課題に対応するため、平成25(2013)年4月に「江戸川区みどりの基本計画」を策定しています。

公園や緑地、草地、街路樹、樹林、農地といった多様なみどりに加え、河川や海などの豊富な水辺環境を有する本区では、みどりの基本計画に基づき、みどりや水辺環境の整備、農地の保全を行っています。また、区内ではみどりを愛する区民活動が活発に行われており、そのような活動に対する支援なども行っています。

区による様々な取組や区民との協働の結果、平成元(1989)年に「区民一人あたりの公園面積 10㎡(海域含む)」、令和4(2022)年に「区民一人あたりの樹木数10本」を達成しています。さらに、平成30(2018)年には、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地*」として登録されました。

今回の計画改定にあたっては、本区の上位関連計画に示された方針との整合を図るほか、これまで以上に生物多様性に着目し、社会情勢や法制度の変化、国や都の動向、本区における水とみどりの現況などを踏まえて十分に反映させることとします。



整備前の新川



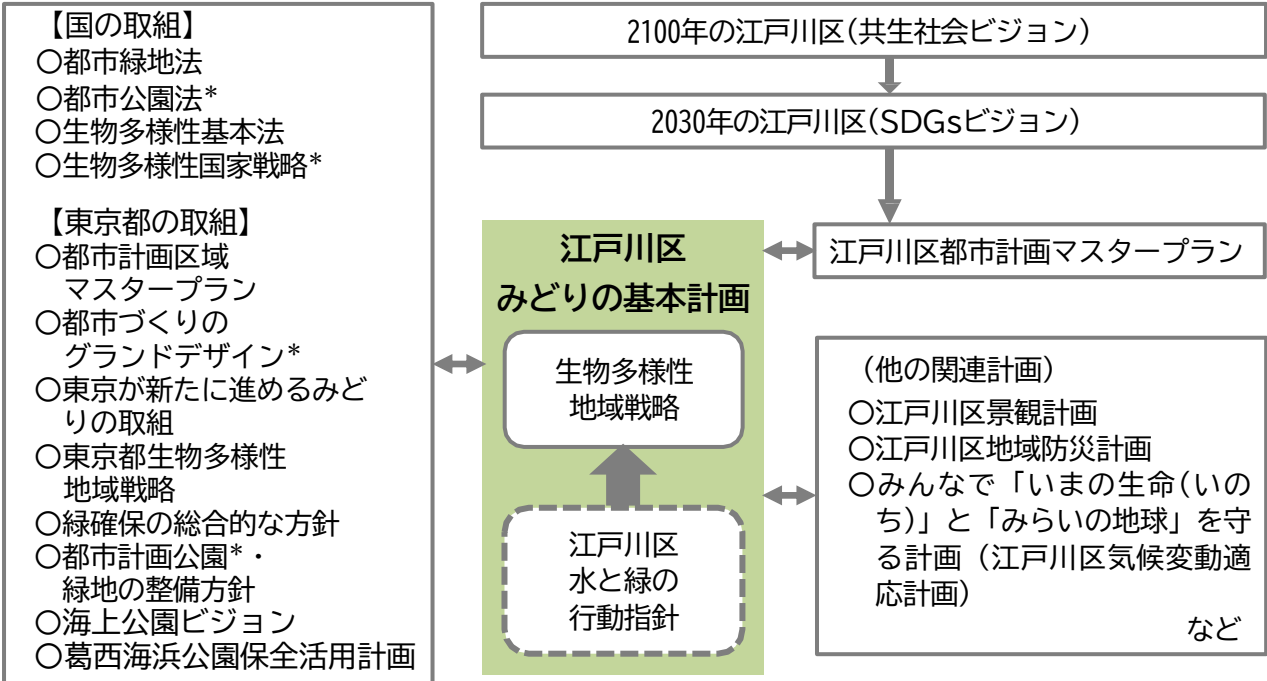
整備後の新川



古川親水公園

2. 計画の位置づけ

本計画は、本区の将来都市像を示している「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)*」および「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)*」を上位計画としています。また、本区のまちづくりの基本的な考え方を示す「江戸川区都市計画マスタープラン*」や国・東京都の関連計画とも連携を図ります。



3. 「ともに生きるまち」を目指して

本区では、令和4(2022)年8月に、「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)(以下、「共生社会ビジョン」という。)」及び「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)(以下、「SDGsビジョン」という。)」を策定しました。

「共生社会ビジョン」では、江戸川区のみんなで考える2100年の姿や、本区が目指す「ともに生きるまち」の未来を示しています。また、「SDGsビジョン」では、2030年までに本区が目指すまちの姿を描いています。SDGs*の「誰一人取り残さない」という理念が、本区の「ともに生きるまち」の理念と一致することから、その実現に向けてSDGs17の目標達成を推進しています。

これらのビジョン策定にあたり、「2100年の江戸川区の姿」について区民の皆さまから意見募集を行いました。意見募集で頂いた数多くのご意見は、本計画にも反映しています。



4. 計画期間

本計画の計画期間は概ね10年間とします。

5. みどりの役割

都市におけるみどりには、「都市環境改善」、「生物多様性保全」、「防災」、「都市景観や歴史文化形成」、「レクリエーション」などの多面的な機能を総合的に果たし、わたしたちの暮らしを支える重要な役割を担っています。みどりの主な役割は以下のとおりです。

(1) 都市環境改善の機能

みどりは、その蒸散作用によってヒートアイランド現象*を緩和する効果を持っています。また、水とみどりのネットワークにより、海からの風を都市に送り込む「風の道」が形成され、都市における暑熱環境が緩和されます。温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化の防止、脱炭素社会*の実現にも、CO₂の吸収源としてみどりが重要な役割を担っています。



(2) 生物多様性保全の機能

みどりは、様々な生物の生息場所になっており、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。公園や緑地、街路樹、水辺、学校や住宅地のみどりなどが繋がることで、豊かな自然が連なる生物の移動経路にもなります。



(3) 防災の機能

公園や農地など、みどりのオープンスペース*は、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能します。街路樹などの樹木は、火災の延焼防止や建物の倒壊防止、建物からの落下物の被害軽減などの機能を有し、避難路や緊急輸送路を確保する効果を発揮します。樹木や樹林地などのみどりは、雨水の貯留・浸透機能により、局所的な豪雨による浸水や洪水などの災害を緩和する機能もあります。



(4) 都市景観や歴史文化形成の機能

公園や街路樹、水辺などの美しいみどりは、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たします。また、名木、大木や屋敷林*、農地など、本区の文化や歴史などと深く関わっているみどりは、都市の景観に厚みや風格をもたらし、個性と魅力ある地域づくりに繋がります。



(5) レクリエーションの機能

子どもたちの遊び場や、多様な世代の散策、休息の場として、また、余暇活動やスポーツ・健康づくり・自然学習のための活動の場として、公園や水辺などのオープンスペースは重要な役割を担っています。魅力的な公園緑地や水辺空間などは、観光資源としても役立ち、地域のにぎわいや交流を生み出す拠点ともなります。



6. みどりを取り巻く社会情勢

国や東京都の動向より、みどりを取り巻く社会情勢のポイントを整理し、計画の改定にあたってはこれらの内容を踏まえます。

(1) 国の動向

近年の社会情勢の変化により、国では、みどりに関する新たな政策の方針などを示しています。また、新型コロナウイルスの流行による新しい生活様式に沿ったまちづくりの必要性や、持続可能な世界の実現に向けた取組の必要性が高まっています。

① 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について

(平成28(2016)年5月公表)

国土交通省は平成28(2016)年5月に「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」において、「ストック効果*をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの政策を重視すべきとしています。



これまでの考え方		重視すべき視点		これからの考え方
・整備、面積の拡大を重視	⇒	ストック効果を高める	⇒	・既存のストック(公園緑地など)を使うこと・活用することを重視
・行政主体の整備	⇒	民との連携を加速する	⇒	・区民、NPO、民間などと連携した活用
・画一的な都市公園の維持管理	⇒	都市公園の柔軟な利用	⇒	・地域と連携し、まちづくりにおいて都市公園を利用

② グリーンインフラ*推進戦略(令和元(2019)年7月策定)

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進しています。

今後は、本戦略を踏まえ、プラットフォームの創設などグリーンインフラ主流化のための環境整備、推進のための支援の充実など、様々な取組を推進することになっており、これらの支援制度を活用したグリーンインフラの視点を持った地域づくりが求められています。

③ 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5(2023)年3月閣議決定)

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。平成24(2012)年に閣議決定された生物多様性国家戦略は令和2(2020)年に計画期間を終え、令和5(2023)年3月に新しい国家戦略が閣議決定されました。

次期国家戦略では、生物多様性損失*と気候危機の「2つの危機」への総合的対応を明示し、新型コロナ危機を踏まえた社会の根本的変革に合わせた計画内容となっています。「自然と共生する社会」を目指し、健全な生態系の確保や生態系による恵みの維持・回復により、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げることを目指します。

④ 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）（令和2(2020)年8月公表）

「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要であり、「都市(オフィス等の機能や生活圏)」、「都市交通(ネットワーク)」、「オープンスペース」、「データ・新技術等を活用したまちづくり」の今後のあり方と新しい政策の方向性、「複合災害への対応等を踏まえた事前防災まちづくり」の新しい方向性が示されています。「オープンスペース」については以下に示す方向性が重要となっています。

- グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく
- ウォーカブル*な空間とオープンスペースを組み合わせるネットワークを形成する
- まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用する
- 災害・感染症などのリスクに対応するため、いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備
- 比較的長期にわたる日常的な活用など、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行、これを支える人材育成、ノウハウの展開など

⑤ SDGs(Sustainable Development Goals)（平成27(2015)年9月）

持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）のうち、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標15 陸の豊かさも守ろう」「目標17 パートナーシップ*で目標を達成しよう」などが、水とみどりに特に関連する目標となっています。



(2) 東京都の関連計画

東京都では、国の動向を踏まえた都市づくりや、みどり、水辺に関する独自の方針を示しています。

① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

（令和3(2021)年3月改定）

都市計画決定の方針の一つに「緑と水の潤いある都市の構築」が示されており、(1)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、(2)環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針、(3)ヒートアイランド現象の緩和に関する方針、(4)循環型社会*の形成に向けた方針が定められています。

② 都市づくりのグランドデザイン（平成29(2017)年9月策定）

2040年代の目指すべき東京の都市づくりの目標を「活力とゆとりのある高度成熟都市」とし、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を打ち出しています。具体的には、「あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる」、「水辺を楽しめる都市空間を創出する」を施策として掲げています。

③ 東京が新たに進めるみどりの取組（令和元(2019)年5月公表）

「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出することで「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさないこと」を目標としています。今後の取組として主に以下のポイントがまとめられており、本区は「中枢広域拠点域」および「新都市生活創造域」に位置づけられており、みどりの拠点と軸の形成、みどりの質の向上、民間と連携したみどりの創出などが求められています。

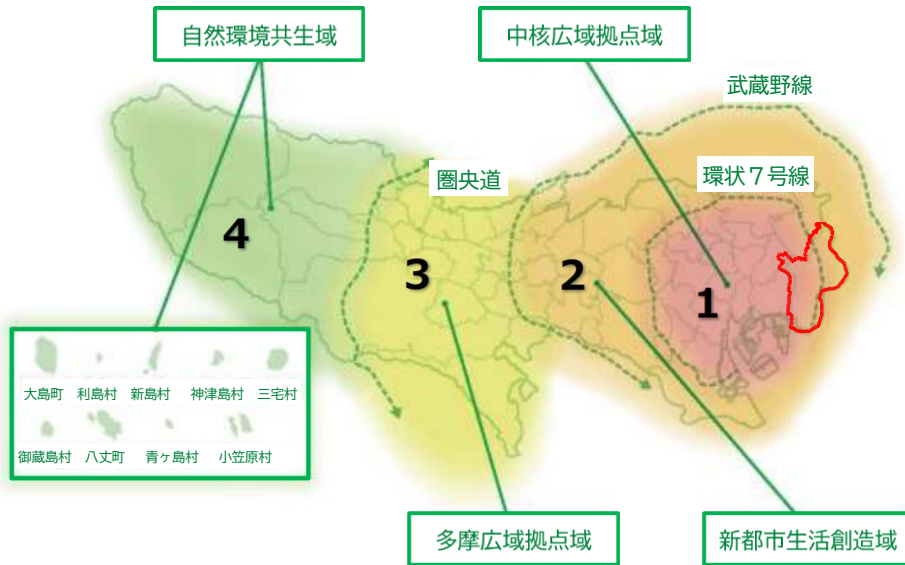


図 地域区分図

出典：東京が新たに進めるみどりの取組(東京都)

表 都市づくりのグランドデザインで示す4つの地域区分

地域区分	主な取組
全域	みどりの拠点の形成(都市計画公園*・緑地の整備促進) みどりの軸の形成(道路・河川・崖線・丘陵地等) みどりの量的な底上げ(市街地区域全域へ緑化地域の指定促進) 質の高いみどりの保全・創出(市民緑地認定制度の活用促進) 民間が創出するみどり
本区 の 地 域 区 分	1 中枢広域 拠点域
	みどりの拠点の形成(都市開発諸制度等の活用によるみどりの創出)・みどりの軸の形成
	2 新都市生活 創造域
	環七周辺から環八周辺の緑のネットワークの充実(大規模公園の整備)・営農継続支援・農地の貸借の促進・生産緑地*の買取支援・田園住居地域の指定促進
	3 多摩広域 拠点域
	営農継続の支援・農地の貸借の促進・生産緑地の買取支援・田園住居地域の指定促進・公共が保全するみどり(保全地域等における生物多様性の保全)
	4 自然環境 共生域
	公共が保全するみどり(保全地域等における生物多様性の保全)

④ 東京都生物多様性地域戦略（令和5（2023）年4月改定）

本戦略の計画期間は令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間であり、長期的な目標として、2050年を見据えた将来像を設定しています。

東京都における2030年の目標は「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブ*の実現）」としています。

⑤ 緑確保の総合的な方針（令和2（2020）年7月改定）

2040年代の東京の姿に向けた緑施策を計画的に推進していくことを主な目的としており、都と区市町が合同で検討した「既存の緑を守る」、「緑のまちづくりへの取組」、「緑の確保を更に推進する取組」の方針が示されています。

⑥ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2（2020）年7月改定）

都と区市町が合同で検討した、みどりの軸や拠点の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示しています。本整備方針では、水とみどりのネットワークの形成・充実、災害に強い都市の実現、良好な都市景観の形成、質の高い生活環境の創出、地域の資源を活かした個性ある地域づくりが目標として掲げられており、本区でも東京都と連携した取組が求められています。

⑦ 東京都の水辺空間の魅力向上に関する全体構想（平成18（2006）年2月策定）

来訪者にも居住者にも魅力的な水辺空間の創造に向け、「水辺のにぎわい」「舟運」「水辺景観」「水辺環境」の視点から取組を展開し、にぎわい拠点の創出や水辺を活かした活動の推進、舟運ネットワークの強化などの方針が示されています。

⑧ 海上公園ビジョン（平成29（2017）年5月策定）

海上公園のリニューアルや運営面での充実強化を図っていくことを目的とし、生物多様性保全など自然環境面での取組を強化するとともに、地域や民間との連携により新たな賑わいを創出し、臨海地域のブランド力、東京の都市力の向上につなげていくことが示されています。

⑨ 葛西海浜公園保全活用計画（令和3（2021）年3月策定）

葛西海浜公園の自然環境の保全とさらなる利活用を目指し、関係団体と行政が相互に連携・協力するための方向性が示されています。また、ラムサール条約第3条第1項では、保全や利用に関する計画策定等が規定されており、本計画はそれに相当するものです。

(3) 本区の上位計画・関連計画など

本区は、令和3(2021)年5月に、「SDGs未来都市」に選定され、本計画の上位計画においてもSDGsの理念に合致する将来目標を掲げています。また、本区の各種計画は、国や東京都の動向が踏まえられているとともに、近年の本区の特徴や課題を考慮し、新たに策定・改定がされています。

① 2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）（令和4(2022)年8月策定）

江戸川区のみんなで考える2100年の姿、江戸川区の目指す「ともに生きるまち」の未来を示しており、一人ひとりの個性を大切にしながら、みんながずっと住み続けたいと思える「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指します。

② 2030年の江戸川区（SDGsビジョン）（令和4(2022)年8月策定）

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念と、「ともに生きるまち」の理念が一致していることから、SDGsのゴールである2030年までに、本区が目指す「ともに生きるまち」の実現に向けた目標や、具体的な施策を示しています。

③ ともに生きるまちを目指す条例（令和3(2021)年7月施行）

本条例は、本区、区民及び事業者が目指すまちの姿を示すとともに、区、区民及び事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的として制定されました。

④ 江戸川区都市計画マスタープラン（平成31(2019)年3月改定）

「地域力で育む 暮らしやすいまち 活力あふれるまち 江戸川」を将来像とし、将来都市像の一つとして「水とみどりが暮らしに憩いを与える「快適環境都市」」を掲げています。

⑤ 江戸川区景観計画*（令和5(2023)年4月改定）

「水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり」を目標としています。

⑥ 江戸川区地域防災計画（令和3(2021)年修正）

震災時の延焼遮断帯*、避難場所、防災活動の拠点として、公園などの新設・拡充や維持管理に努めるとしています。また、水と緑のネットワークと防災空間の確保を一層推進することとしています。

⑦ みんなで「いまの生命(いのち)」と「みらいの地球」を守る計画

（江戸川区気候変動適応計画*）（令和4(2022)年12月策定）

「自然災害に関する影響への対策」として、親水公園*・親水緑道*の貯留機能の健全化など、「健康や生活・共生に関する影響への対策」として、農の風景育成地区の指定などの事業を示しています。

⑧ 農の風景育成地区（令和5(2023)年4月指定）

本区でも多くの農地が残っている鹿骨地域の一部が、「農の風景育成地区」として指定されました。本区の貴重な資源である農の風景を育成・保全していくために、本地区を中心として、地域のみなさまとともに農に関する取組を実施していきます。

コラム 農の風景育成地区とは

農地は、農作物の生産だけでなく、潤いのある「農の風景」の形成や、災害時の避難空間などとしても役立つ貴重なオープンスペースとして、多面的な機能を有しています。

東京都では、減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐための「農の風景育成地区制度」を平成23(2011)年に創設しました。

本制度は、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、地域のまちづくりと連携しながら、農の風景を保全・育成していくためのものです。令和5(2023)年4月現在、都内の6地区が農の風景育成地区に指定されています。

本区は23区中4番目の農地面積を有し、中でも鹿骨地域では農地が多く残っており、区の特産である小松菜や花卉などが生産されています。一方で、区内の農地面積は年々減少傾向にあり、鹿骨地域でも同様に、今後の農地減少が懸念されています。

本区では、農の風景を守っていくために、農家や農業関係者および区民とともに、今後の「農」のあり方についての意見交換や、農家訪問などによる検討会の開催を行いました。意見交換では、農業振興、担い手の確保、食育、マルシェなどのイベント開催の促進など、様々なご意見を頂戴し、それぞれの立場でできることを考える場となりました。

今後は、農の風景育成地区に指定された鹿骨地域を中心に、意見交換の結果をまとめた「農の風景育成計画書」に基づき、農の風景を守るためのプログラムを展開していきます。



図 鹿骨地域農の風景育成地区 構想図

(4) 近隣自治体の動向

緑地の保全や緑化の推進、生物多様性の保全について取組を進めていくためには、近隣自治体の方針や取組との整合を図りながら、広域的な視点で水とみどりのネットワークや生物多様性への対応、具体的な施策を検討していく必要があります。

ここでは、近隣市の緑の基本計画で示されている水とみどりの拠点および軸やエコロジカルネットワーク*を整理します。



図 近隣自治体の状況

第2章 本区の現状と課題

1. 本区の概況

(1) 位置・地形

本区は、東京都の東側に位置し、面積は49.09km²となっています。荒川や江戸川の大河川と東京湾に囲まれ、利根川水系の堆積作用によって形成された沖積平野であり、低く平らな土地が広がっていることが特徴です。

また、区面積の7割が海拔ゼロメートル地帯(地表標高が満潮時の平均海面よりも低い土地)であり、高潮による浸水被害の危険が高い地域が多くなっています。

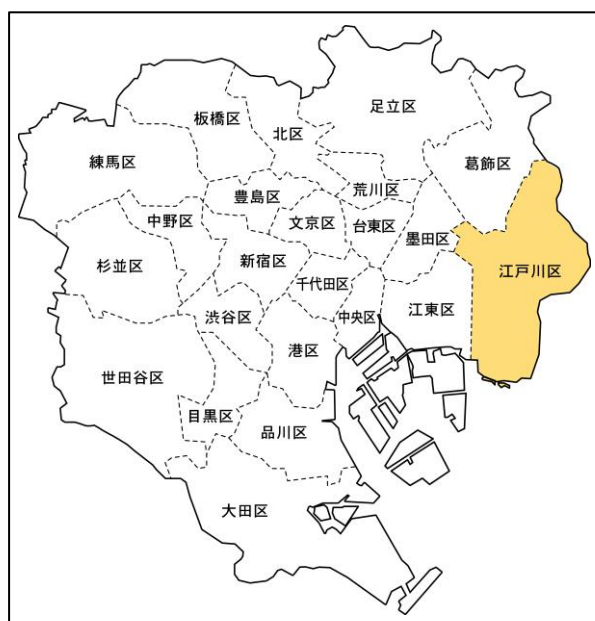


図 本区位置図

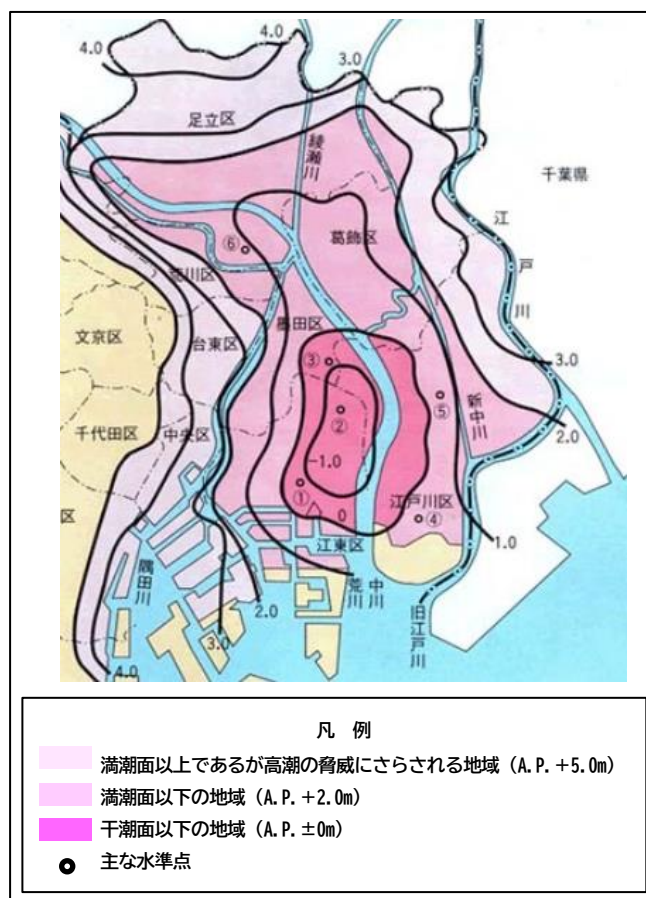


図 東京低地の地盤高平面図

※ 東京都が公表した資料を区が編集

(2) 人口

本区の人口は、令和4(2022)年10月1日現在、約69万人となっています。

推計では、令和2(2020)年までは増加傾向が続き、その後減少に転じています。年少人口(0~14歳)は一貫して減少し、生産年齢人口(15~64歳)は令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけてピークとなり、以降減少に転じます。一方で老年人口(65歳以上)は令和22(2040)年から令和32(2050)年にかけてピークを迎えます。

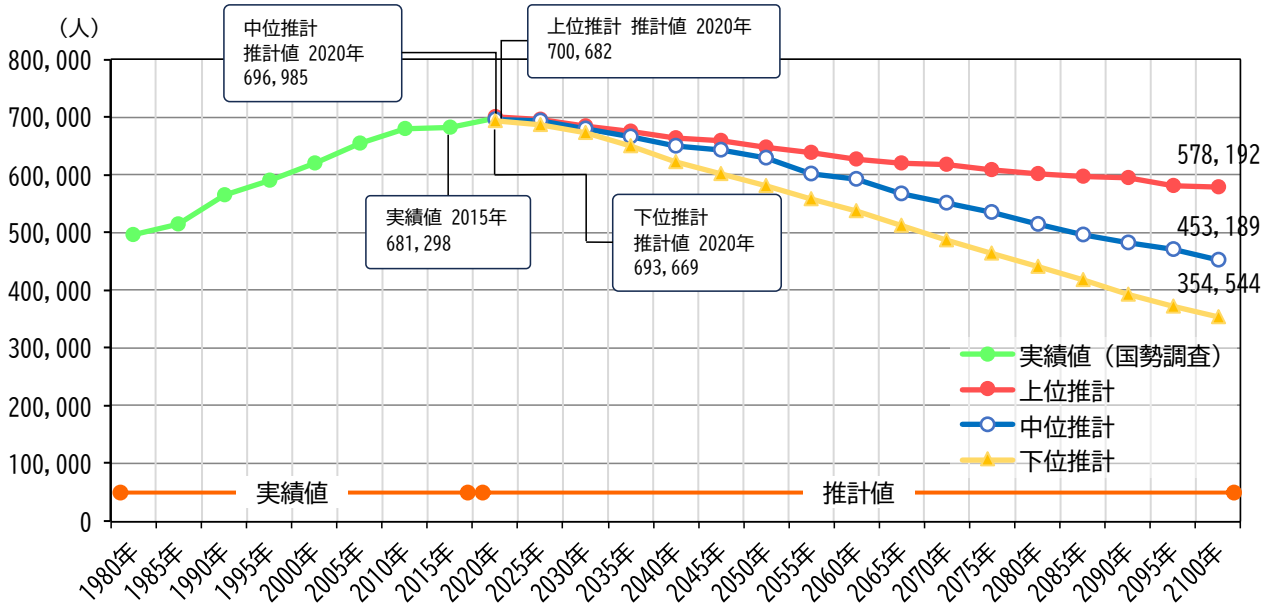
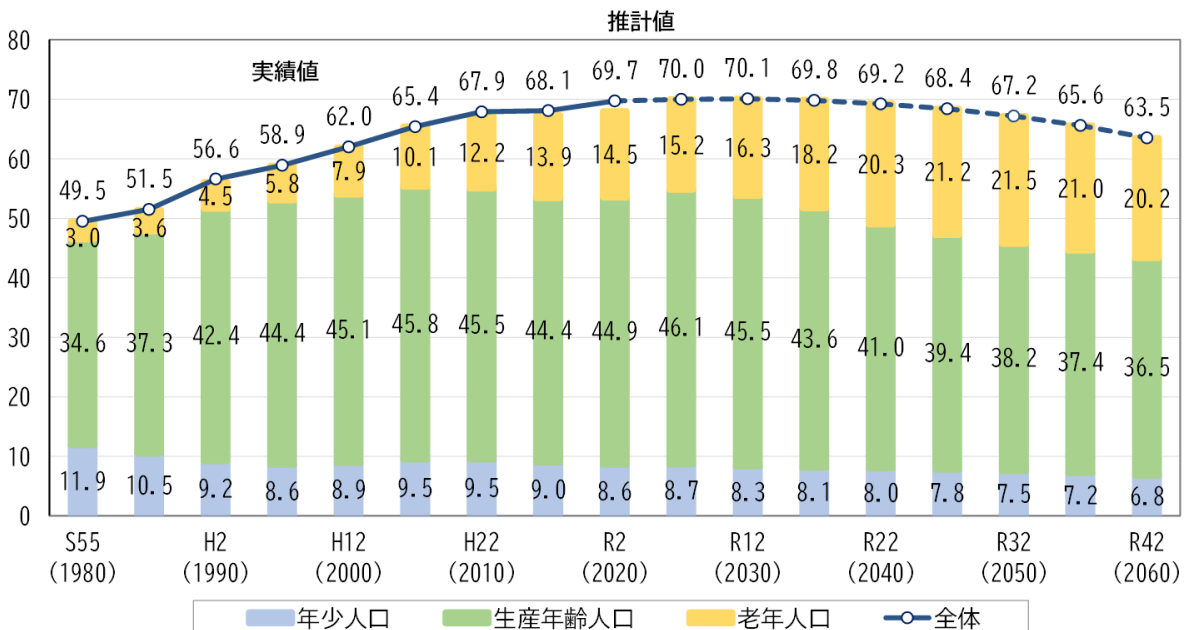


図 本区全体の将来人口の推計 (上位・中位・下位推計結果)



※ 令和5(2020)年までの人口は国勢調査実績値

図 年齢3区分別の将来人口推移

(3) まちづくりのあゆみ

本区は、昭和7(1932)年に小松川町・松江町・葛西村・瑞江村・鹿本村・篠崎村・小岩町が合併し、人口10万人のまちとして誕生しました。また、その地形の特徴から、江戸時代以来、水田の開発が進み、現在も残る農地の基礎ができあがりしました。その後、第二次大戦や大規模な台風被害などの苦難の時代を経て、急激な都市化の時代を迎えます。

昭和30年代の高度経済成長期、本区では、急速に都市化が進み、自然の破壊、公害、交通災害、ゴミ問題、緑の消失など、多くの環境問題が発生しました。

このような状況の中、昭和46(1971)年に「環境をよくする10年計画」が策定され、「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉に掲げると共に、本区を脅かす様々な環境問題からまちを守る活動を始めました。

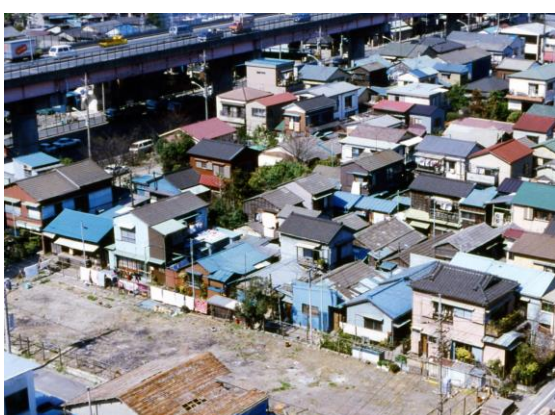
また、土地区画整理事業*や都市計画道路などの都市基盤の整備を進めるとともに、樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を掲げ、緑化活動を推進していきました。昭和48(1973)年には全国初の親水公園である古川親水公園が完成し、その後も水とみどりを活かした快適な環境整備を着実に進めてきました。

平成11(1999)年には地域の特徴を活かしさらなる暮らしやすさや魅力づくりを追求し具体化するため、「江戸川区街づくり基本プラン(都市計画マスタープラン)」を策定しました。このプランに基づき、計画的に土地区画整理事業や都市計画道路の整備などの基盤を整備するとともに、各地域の特性に合せた地区計画によるまちづくりや、密集住宅市街地整備促進事業*を活用した防災性の向上を積極的に推進し、災害に強いまちの形成も図っています。

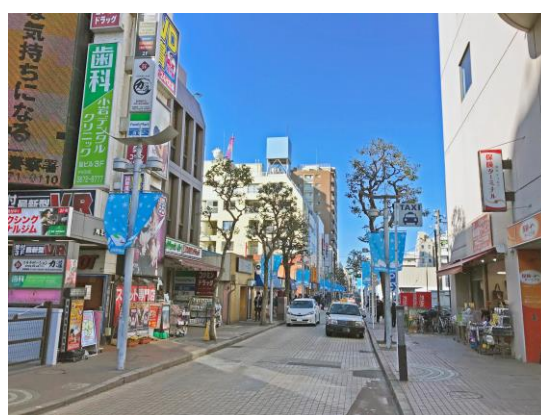
今後は、みどりのまちづくりに加え、小岩駅周辺における市街地再開発事業*の実施や、区役所本庁舎移転構想などにより、さらに発展を遂げていくことが予想されます。



稲田の水揚げ
(昭和7(1932)年・小岩付近)



小松川地区の街並み(昭和61年(1986)年)



小松川地区の街並み(現在)

(4) みどりのあゆみ

本区では、昭和30年代からの高度経済成長期の急激な都市化により、多くのみどりが失われていきました。また、農業用水や水上交通の役割を担っていた水路は、生活排水の流れるドブ川と化し、区全域が環境悪化の一途をたどっていました。



葛西地区ゴミ公害

そのような状況を嘆いた当時の江戸川区と区民が手を取り合い、「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉に掲げ、昭和45(1970)年からは区内各地で区民との協働による「環境浄化活動」が始まりました。その後、美化運動、緑化運動など快適な環境を守り育てる活動に拡大、昭和59(1984)年に現在の「環境をよくする運動」に発展しました。現在では、区内全域で、毎年5万人以上が活動しています。

樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を掲げ、公園の整備、道路や公共施設への植栽を進めるとともに、苗木の即売会などを通して区民にも庭先やベランダをみどりで飾ってもらうよう、街にやすらぎと潤いをもたらすみどりの確保を積極的に進めてきました。



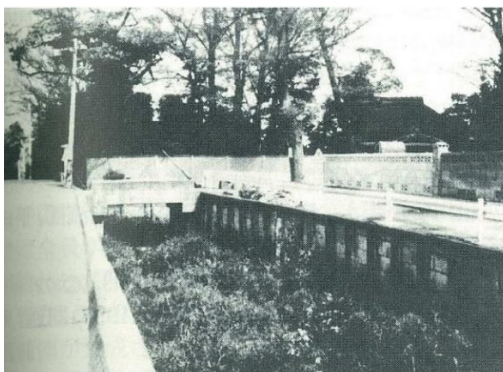
1万人の美化運動



花と緑の卸売会 (小岩駅北口)

また、本区の特徴である豊富な水辺環境を活かし、昭和48(1973)年に、全国初の親水公園である古川親水公園が完成。都会の中では回復不可能とされていた「清流」がよみがえり、国内外で大きな反響をよびました。

古川親水公園の完成を契機として、昭和49(1974)年に「古川を愛する会」が結成されました。その後、順次整備が進んだ親水公園、親水緑道の完成に伴い、「小松川境川親水公園を愛する会」、「一之江境川親水公園を愛する会」など、沿川の町会・自治会を中心とした「愛する会」が次々を発足し、地域コミュニティの醸成にもつながっています。



かつての古川



古川親水公園完成時 (昭和48(1973)年7月)

平成17(2005)年からは、道路や公園、河川の保全、美化活動を区民が主体的に行うボランティア活動「アダプト制度*」が開始され、ボランティアの育成や支援、学習会など様々な取組を行ってきました。令和4(2022)年のボランティア登録は、総計10,366人となり、本区のみどりは、緑化運動が始まった当初から、区民によって支えられてきたものであるといえます。

平成27(2015)年には、「新川千本桜」が完成。江戸情緒あふれる水辺空間と桜並木の整備が行われ、新たな都市空間が形成されています。また、平成30(2018)年10月には、葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録されるなど、本区の豊かな自然環境は世界的にも評価されています。さらに、平成元(1989)年には、公園面積の目標「区民一人あたり10㎡*」、令和4(2022)年には、樹木数の目標「区民一人あたり10本」を達成しました。東京23区では最大の公園面積を有し、区民一人あたりの街路樹本数も東京23区で最多となっており、長年にわたる緑化運動の成果が大きく現れています。その緑化活動も令和2(2020)年に50周年迎えました。

令和5年(2023)年からは、総合レクリエーション公園で区内初の指定管理者による管理運営を開始し、民間事業者を活用することでサービスを向上させ、効率的かつ効果的な運営を行っています。また、民間の幅広い知見と柔軟な提案を取り入れるため、「公募設置管理制度(Park-PFI*事業)」、「DB(デザインビルド)事業*」も一体的に実施しています。

今後も民間活力を導入し、区民と共に、本区らしいみどりを保全し、創造していきます。

※「区民一人あたり10㎡」の公園面積には、海域も含んでいます。



新川千本桜



フラワーガーデン



ラムサール条約湿地に登録された葛西海浜公園



江戸川区緑化運動
PRマスコットキャラクター「江戸ッキー」

江戸川区の緑化運動50周年記念事業として、みどりの大切さの普及啓発を目的とし、親しみの持てるマスコットキャラクターのデザインを募集した結果、238件の応募の中から決定しました。

江戸川区に生えている大木から生まれた妖精で、頭の一部と洋服を彩る水色は江戸川区に流れる川をイメージしています。

本区の主なみどりの整備・活動、受賞のあゆみは、以下の通りです。

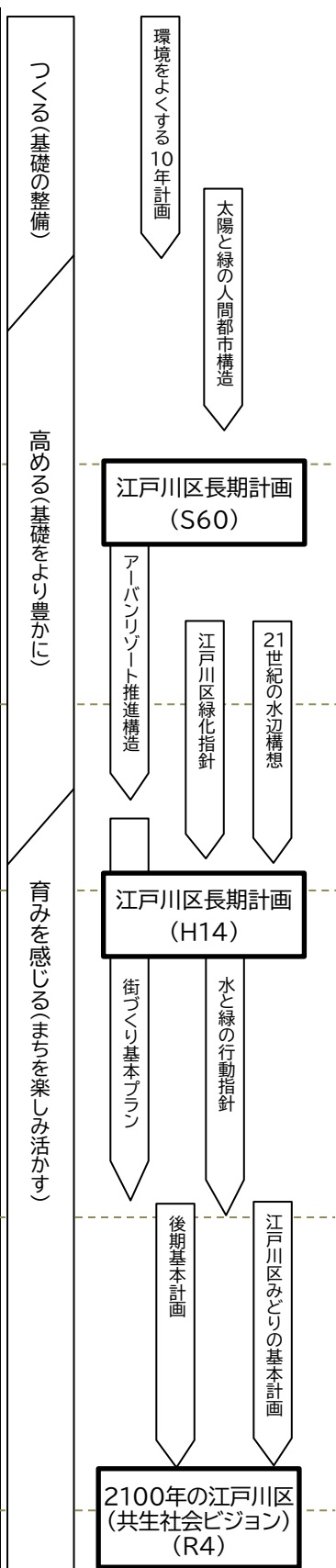
【西暦】

【主な実績】

【時代】

【みどりの開発計画】

年代	整備のあゆみ	活動、受賞のあゆみ
1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業受託開始 (S48) ・古川親水公園開園 (S48) ・篠崎ポニーランド開園 (S50) 	<ul style="list-style-type: none"> ・葛西地区ゴミ公害追放総決起大会開催 (S45) ・「ゆたかな心、地にみどり」の標語決まる (S45) ・環境部発足 (23区で初めて) (S45) ・第1回環境浄化推進中央大会開催 (S46) ・樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を設定 (S46) ・緑化推進要綱 (S48) ・区の木=クスノキ、区の花=ツツジ(サツキ)決定 (S53)
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・小松川境川親水公園開園(S57) ・総合レクリエーション公園一部開園 (S58) ・親水さくらかいどう完成 (S63) ・葛西親水四季の道完成 (H1) ・平成庭園・源心庵完成 (H1) ・葛西臨海公園・葛西海浜公園一部開園 (H1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回緑のフェスティバル開催 (S59)
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・新長島川親水公園開園 (H3) ・新左近川親水公園開園 (H5) ・下水道 100%概成 (H7) ・一之江境川親水公園完成 (H8) ・新中川「健康の道」完成 (H10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園面積の目標「区民一人あたり10㎡※」を達成 (H1) ・公園アイデア検討会(松江公園)の開催 (H8) ・第17回緑の都市賞「内閣総理大臣賞」を受賞 (H9)
2000年代	<ul style="list-style-type: none"> ・大島小松川公園完成 (H14) ・小松川千本桜完成 (H15) ・本郷用水親水緑道完成 (H20) ※親水緑道18路線、17.68km全線完成 ・新川千本桜整備 (H19~) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園ボランティア登録制度の開始 (H13) ・区民参加によるフラワーロード ・花壇コンクールの開始 (H13) ・第11回全国川サミットin江戸川開催 (H14) ・アダプト制度開始 (H16) ・第16回全国川サミットin荒川開催 (H19) ・全国花のまちづくり江戸川大会開催 (H20)
2010年代	<ul style="list-style-type: none"> ・一之江抹香亭開園 (H22) ・新左近川親水公園でオリンピック・パラリンピックに向けたカーヌー場の整備 (H31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川区景観条例制定 (H23) ・善養寺「影向の松」国の天然記念物に指定 (H23) ・「一之江境川親水公園を愛する会」が「手づくり郷土賞国土交通大臣表彰」を受賞 (H24) ・葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録 (H30)
2020年代	<ul style="list-style-type: none"> ・総合レクリエーション公園に指定管理者制度、Park-PFI制度などの導入 (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木数の目標「区民一人あたり10本」を達成 (R4)



※「区民一人あたり10㎡」の公園面積には、海域も含んでいます。

2. 区のみどりの現状

(1) 区全体のみどりの量

東京都が実施した調査を基に区が独自に集計をした結果では、平成25(2013)年と平成30(2018)年を比較すると、樹林や公園・緑地(樹林)などの増加割合が高く、原野・草地などの減少割合が高くなっています。また、平成30(2018)年の緑被率*は18.5%、みどり率*は30.8%となっています。

表 本区における緑被面積・緑被率及びみどりの面積・みどり率の経年変化

分類	H25		H30		H25→H30	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
樹林	380.6	7.8	396.7	8.1	+16.1	+0.3
原野・草地	209.0	4.3	184.0	3.8	-25.0	-0.5
公園・緑地(樹林)	116.0	2.4	121.8	2.5	+5.8	+0.1
公園・緑地 (原野・草地)	136.8	2.8	134.7	2.7	-2.1	-0.1
農用地(樹林)	6.4	0.1	6.1	0.1	-0.3	0.0
農用地(草地)	1.1	0.0	2.8	0.1	+1.7	0.0
農用地(緑被地以外)	55.8	1.1	46.6	1.0	-9.2	-0.2
水面・河川・水路 (樹林)	2.6	0.1	7.8	0.2	+5.2	+0.1
水面・河川・水路 (草地)	13.6	0.3	8.9	0.2	-4.8	-0.1
緑被面積・緑被率	922.0	18.8	909.5	18.5	-12.5	-0.3
公園・緑地(水面)	26.8	0.6	26.7	0.5	-0.1	0.0
公園・緑地 (緑被地・水面以外)	104.1	2.1	104.2	2.1	+0.1	0.0
水面・河川・水路 (緑被地以外)	472.7	9.6	472.3	9.6	-0.4	0.0
みどりの面積・ みどり率	1,525.6	31.1	1,512.7	30.8	-12.9	-0.3

※端数処理を行っているため、合計値が一致していない場合があります。

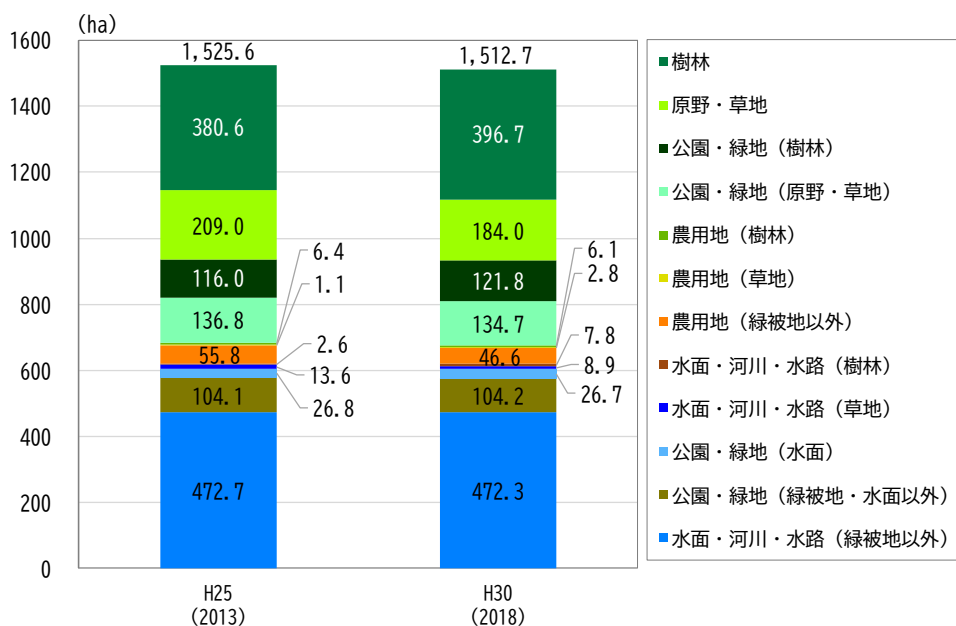


図 みどりの面積の推移

※ 東京都が実施した調査を基に区が独自に集計

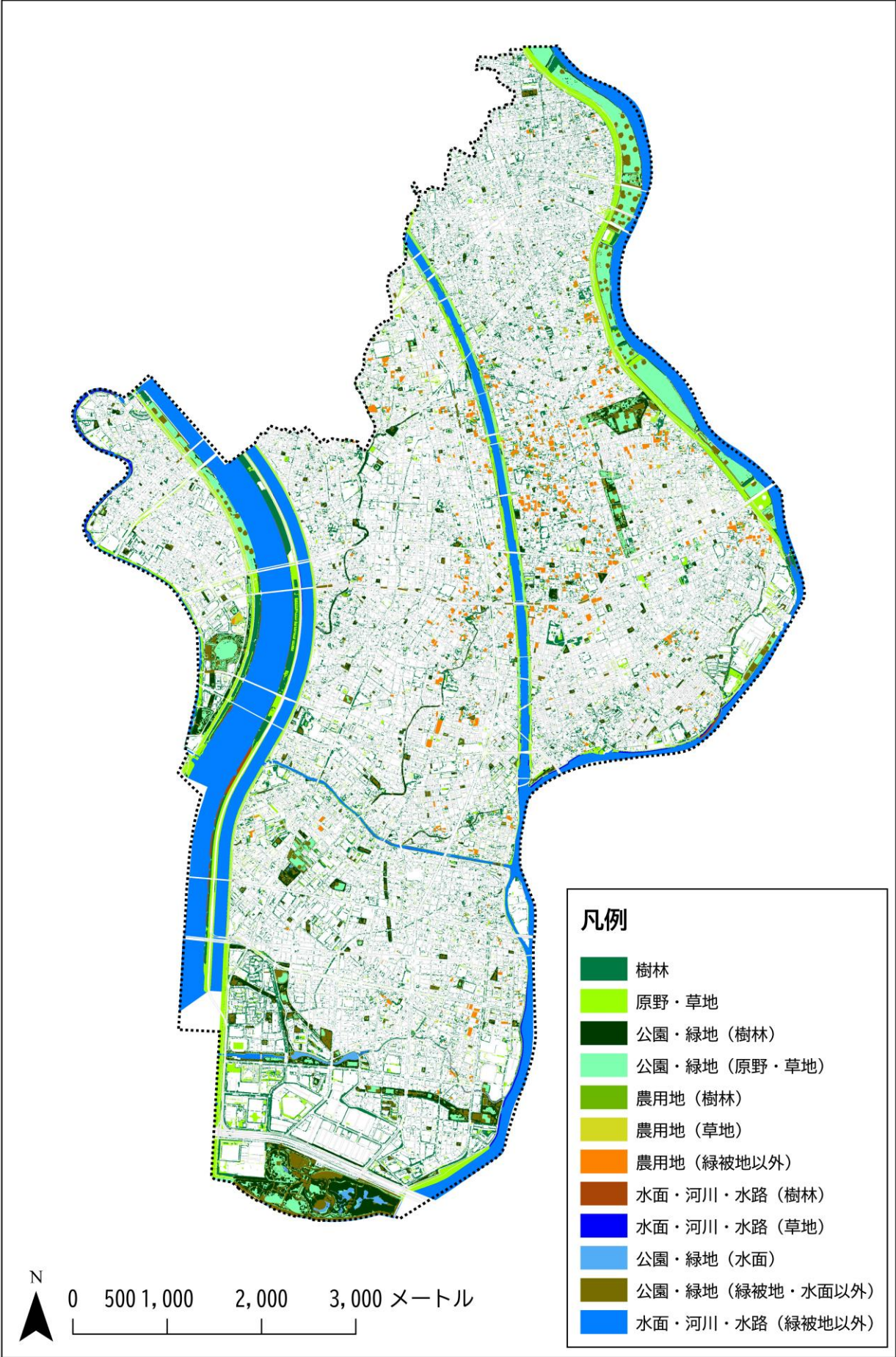


図 本区のみどりの状況
※ 東京都が実施した調査を基に区が独自に編集

(2) 公園の現状

① 公園の整備、拡充

江戸川区の公園(陸域)は、令和4(2022)年時点では495箇所、366ha、区民一人あたりの公園面積は5.31㎡となっています。なお、海域を含む場合、496箇所、777ha、区民一人あたりの公園面積は11.3㎡となり、「区民一人あたりの公園面積10㎡」という目標を達成しています。

前計画策定時(平成25(2013)年)から令和4(2022)年までの間で、陸域のみの公園面積は年平均0.87haずつ増加しており、年々公園の整備や拡充は進んでいます。

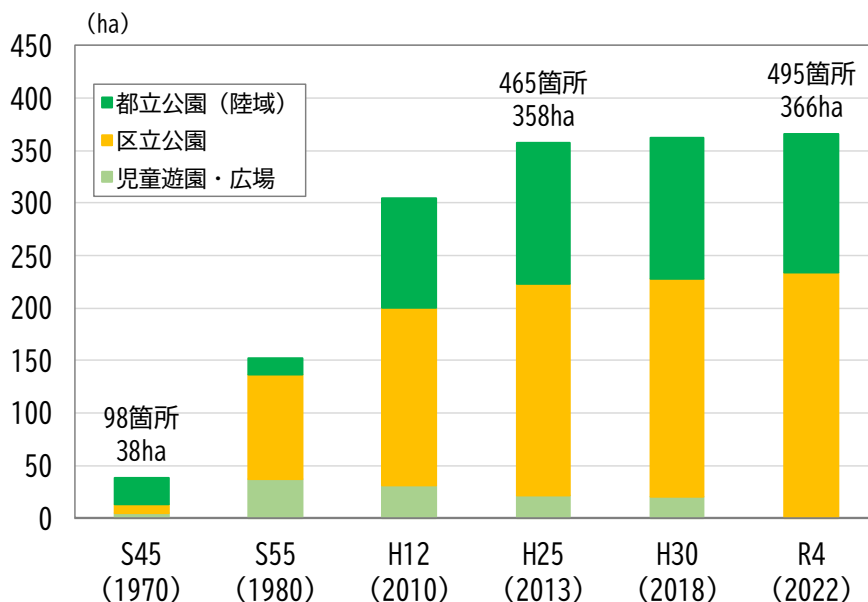


図 公園面積の推移 (陸域)

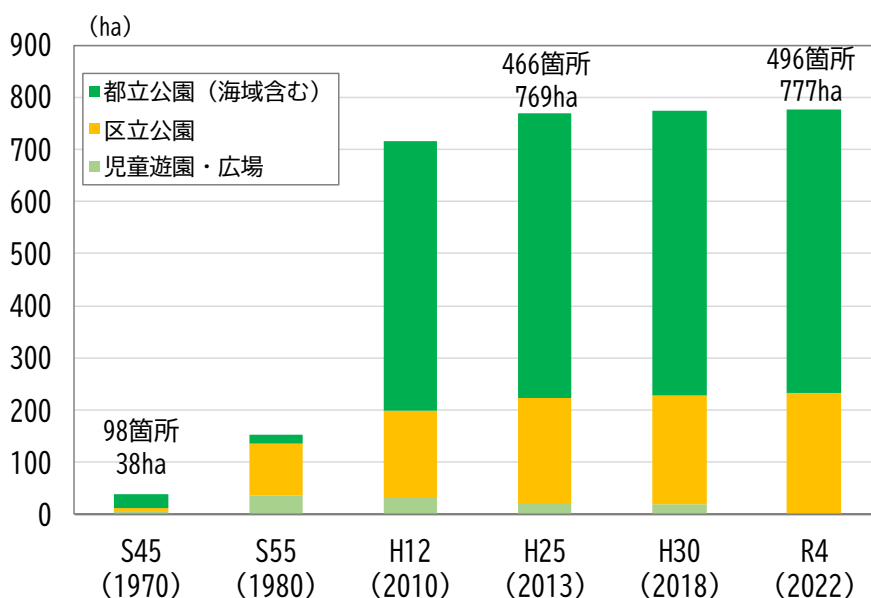


図 公園面積の推移 (海域含む)

※令和4(2022)年4月に「江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例」が廃止され、児童遊園・広場は、条例上区立公園に分類分けされています。

② 公園のバリアフリー化

区立公園では、「江戸川区立公園等移動円滑化条例*」に基づき、公園の出入口の段差解消などの公園施設のバリアフリー化を進めています。また、平成3(1991)年から障害者団体との意見交換会を毎年実施し、実際に公園などを利用する方からの要望を反映するように努めています。

令和5(2023)年2月時点で、区立公園の76.7%で入口のバリアフリー化が完了しています。

③ 公園施設の整備状況

令和4(2022)年時点では、面積1,000㎡以上の公園のうち約8割は、遊戯施設や休養施設、広場などの複合施設が整備されています。500㎡未満の公園のうち複合機能のあるものが、前計画策定時の30.0%から60.0%となっており、小規模公園の整備も進んでいます。

※複合的な機能を有する公園…遊戯施設と休養施設が共に含まれている公園

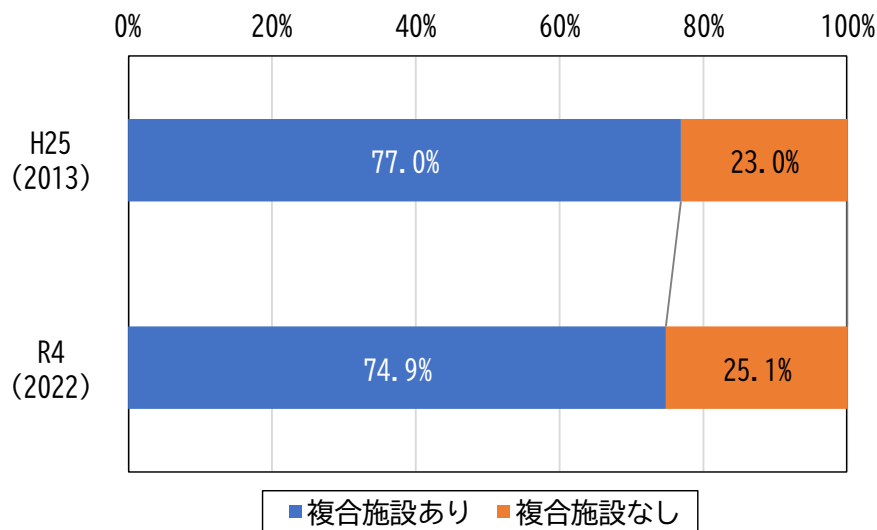


図 公園の規模と機能の関係 (1,000㎡以上の公園)

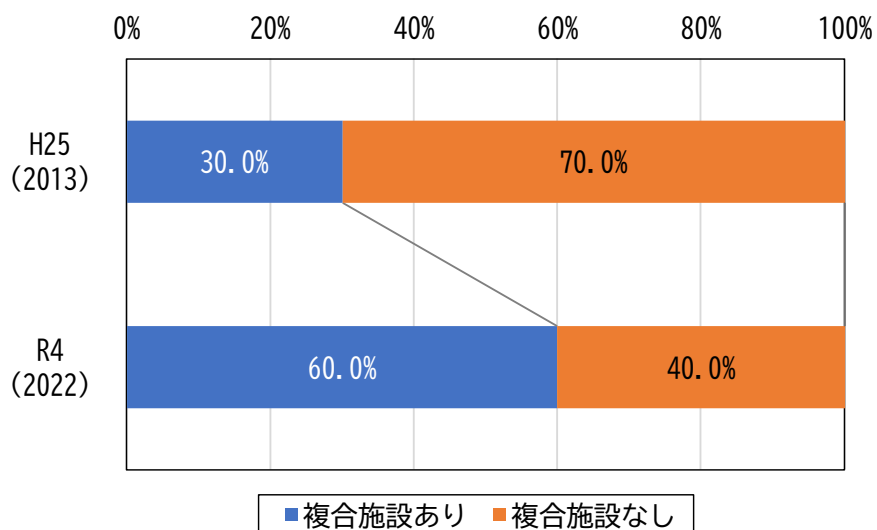
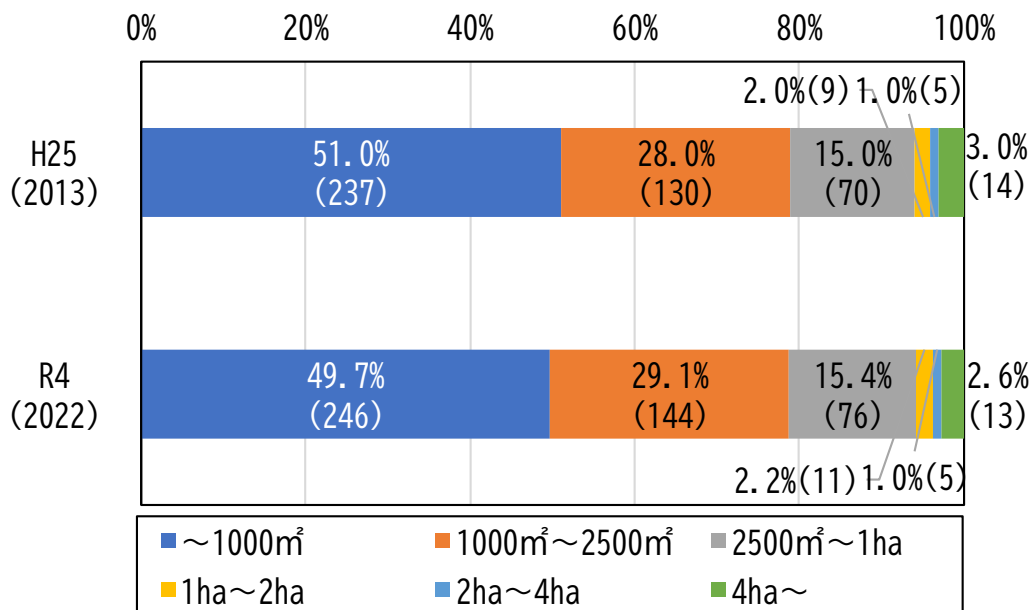


図 公園の規模と機能の関係 (500㎡未満の公園)

④ 規模別の公園状況

前計画策定時と令和4(2022)年時点の比較では、公園規模別の割合はほぼ変わっていません。1,000㎡以下の公園が約50%と半数を占め、1ha以上の公園は約6%となっています。

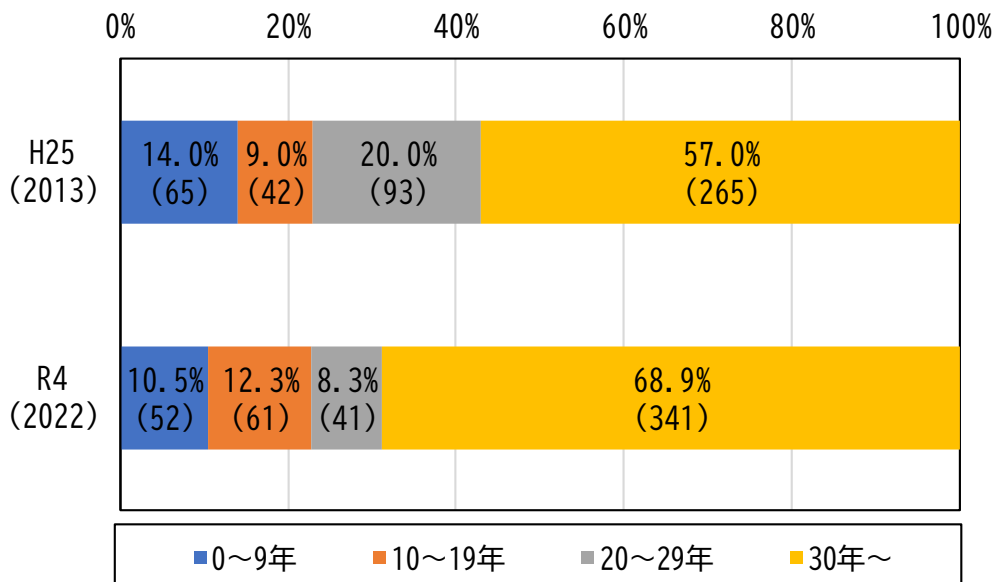


※ () 内は公園数

図 規模別の構成比 (箇所数)

⑤ 整備経過年別の公園の状況

前計画策定時と令和4(2022)年時点と比較すると、整備後30年以上が経過する公園が増加し、57.0%から68.9%となっています。前回策定時の平成25(2013)年以降、密集住宅市街地整備促進事業などに伴い改修した公園は全22箇所となっています。



※ () 内は公園数

図 整備経過年区分ごとの公園割合

⑥ 所有区分別公園の状況

所有区分が民有地の公園は、前計画策定時(平成25(2013))の69箇所から11箇所減り、令和4(2022)年時点で58箇所となりました。一方で区有地の公園は46箇所増加しています。

表 区立公園の所有区分別の公園現況

	H25		R4		H25→R4	
	公園数	面積(m ²)	公園数	面積(m ²)	公園数	面積(m ²)
国有地	28	959,838	25	953,375	-3	-6,463
都有地	74	229,811	72	229,146	-2	-665
区有地	290	978,363	336	1,099,636	+46	+121,273
民有地	69	65,372	58	55,804	-11	-9,568
合計	461	2,233,384	491	2,337,962	+30	+104,578

※令和4(2022)年4月に「江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例」が廃止され、児童遊園・広場は、条例上区立公園に分類分けされています。

※端数処理を行っているため、合計値が一致していない場合があります。

⑦ 公園配置

公園配置の状況として、「1,000m²未満の公園の外周から半径100m、1,000m²以上の公園の外周から半径250m、対象河川(江戸川、荒川、旧江戸川(一部除く)、中川、新中川、旧中川、新川)及び河川敷の外周から半径100mの圏域を描き、圏域の中に含まれない地域」を身近な場所に公園が不足している地域としています。

公園数の増加などにより、公園の充足圏(図面の白色部分)は増加しています。

※ 図1及び図2は前計画における条件(河川及び河川敷含まず)での比較です。

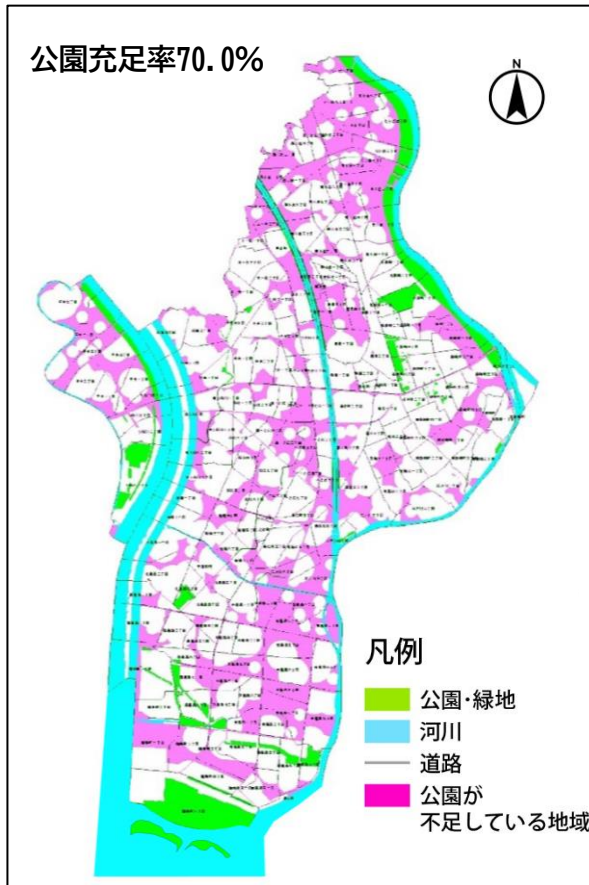


図1 平成25(2013)年時点の公園充足状況

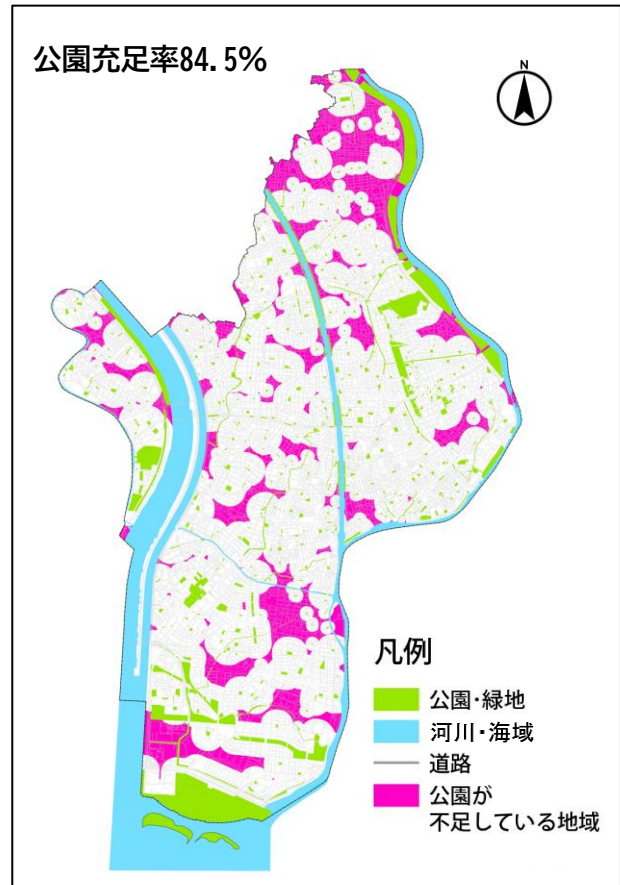


図2 令和4(2022)年時点の公園充足状況

公園充足率92.3%



凡例

- 公園・緑地
- 河川・海域
- 道路
- 公園が不足している地域

図3 令和4(2022)年時点の公園充足状況
(親水公園、親水緑道、河川敷を公園として含んだ公園充足率)

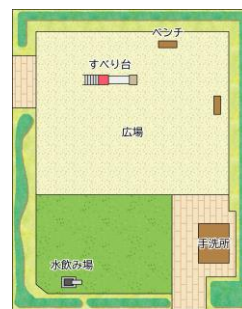
コラム 身近な公園の整備方針、公園充足率の考え方

身近な公園には、子どもたちが遊ぶための施設やベンチなどの休養施設、様々な用途に使える広場など、複合的な機能を備えていることが求められます。

公園の実態調査結果から、面積がおおむね1,000㎡以上の公園では、このような複合的な機能を有し、休息や散歩、遊び場など、様々な利用がなされている公園が多いことが確認されています。

しかし、500㎡程度の面積では、幅広いニーズに対応できる施設整備には限りがあることから、身近な公園である街区公園の面積については、1,000㎡以上確保することを目指し、目標とする面積を2,500㎡とします。

また、1,000㎡以上の公園の整備が難しい地域においては、複数の狭小な公園がそれぞれ機能を分担し、地域として複合的な機能を有することで公園機能の充足を図るため、面積の大小に限らず整備を推進します。



公園イメージ
(500㎡未満)



公園イメージ
(500㎡以上、1,000㎡未満)



公園イメージ (1,000㎡以上)

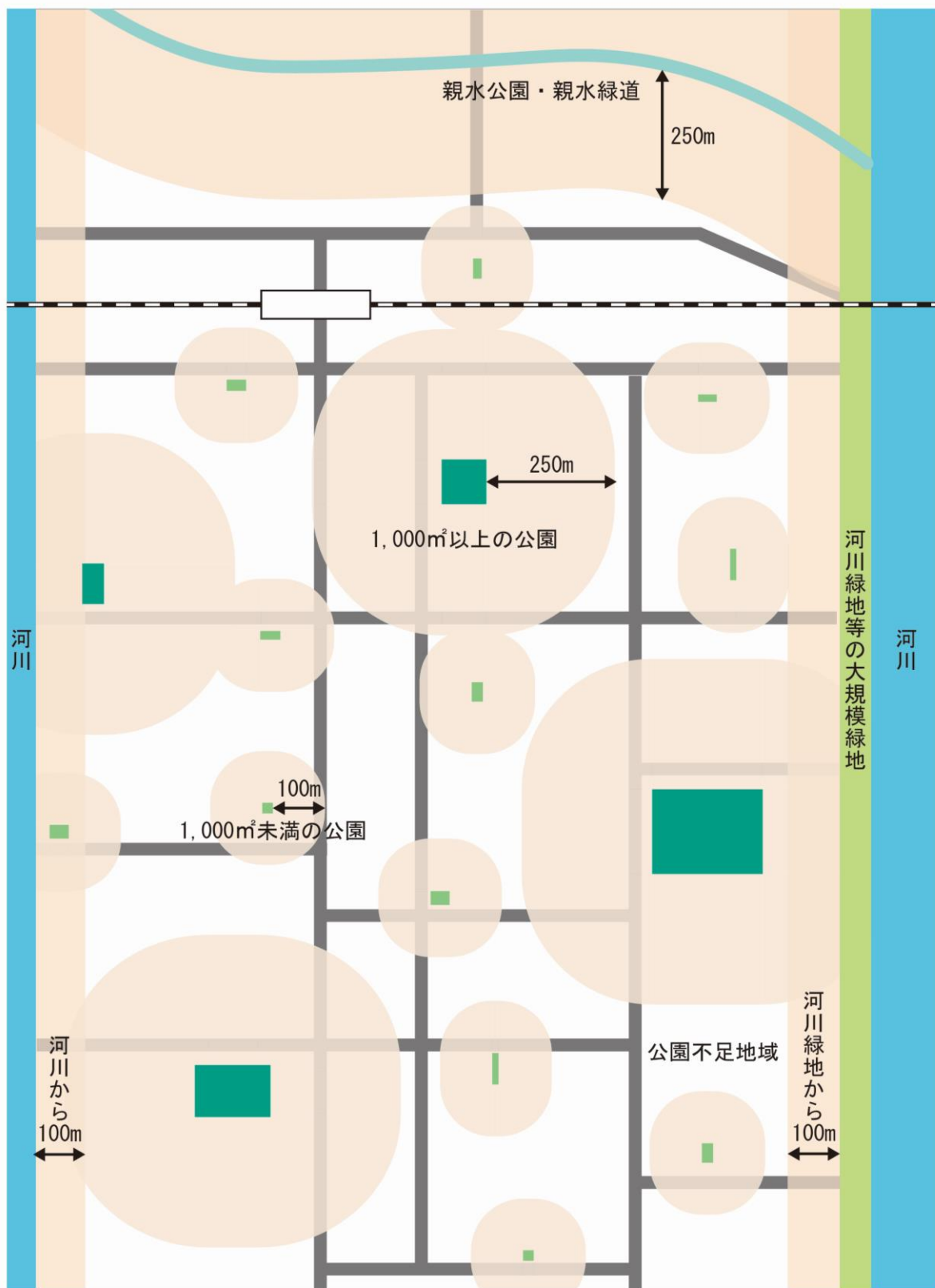
○公園充足率とは

公園の充足圏とは、公園や緑地などの外周から100mもしくは250mの圏域のことです。また、公園充足率とは、本区の面積に対して、充足圏が占める割合のことです。

○充足圏の設定について

都市公園法運用指針*において街区公園は参考として誘致距離標準を250mとしています。

本計画においてもこの考え方を踏襲し、1,000㎡以上の大きな公園については250mの充足圏を設定します。また、本区では300㎡程度の公園が多く、これらの公園は3園合わせることで1,000㎡以上の公園と同等の機能を有するとみなせることから、充足圏は1,000㎡以上の公園のおよそ1/3の100mと設定します。なお、河川・河川敷については遊具などを原則設置しておらず単独では公園として複合的な機能を有していないため、充足圏は1,000㎡未満の公園と同じ100mに設定します。



- 〈凡例〉
- 公園・緑地の充足圏
 - 河川緑地等の大規模緑地
 - 1,000㎡以上の公園
 - 河川
 - 親水公園・親水緑道
 - 1,000㎡未満の公園

図 本区における公園・緑地などの充足圏イメージ

(3) 樹木の現状

① 樹木数

前計画策定時に、区内の総樹木数は約625万本、一人あたり約9.2本でした。令和4(2022)年に、樹木数約690万本となり、「区民一人あたりの樹木数10本」という目標を達成しました。令和5(2023)年時点では、樹木数約698万本、一人あたり10.02本となっています。

② 街路樹数

区内の街路樹本数(高中木のみ・親水緑道含む)は、令和4(2022)年時点で約6万1千本です。

③ 保護樹*

保護樹木の登録数は、前計画策定時は352本でしたが、令和4(2022)年時点では、279本となっています。毎年、登録本数より解除本数が上回り、全体的に減少傾向が続いています。解除理由としては、自宅の建替えによる伐採や枯死が多くなっています。

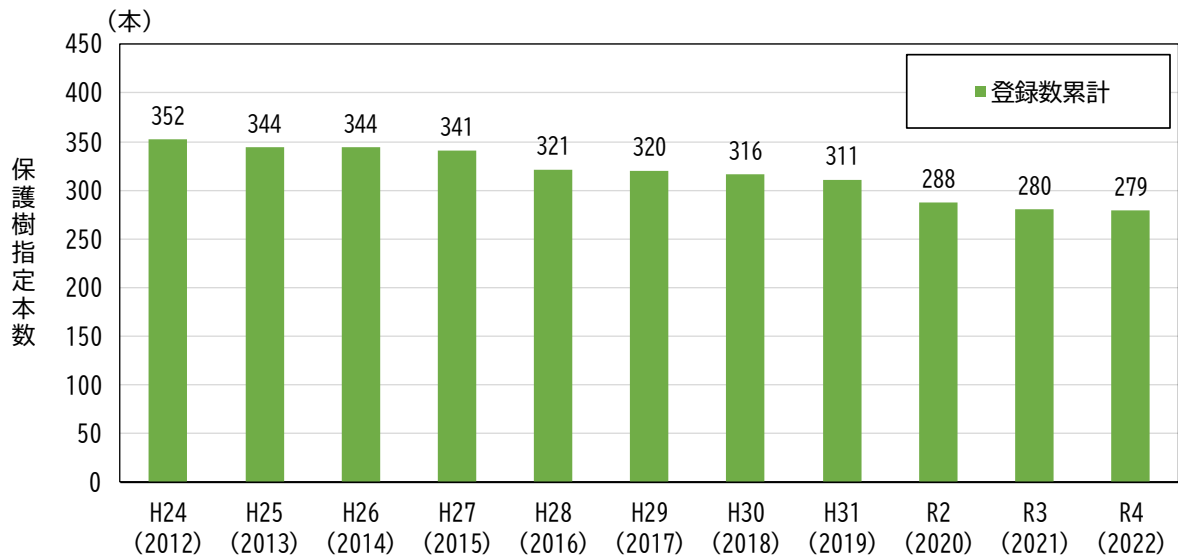


図 保護樹指定本数の推移

(4) 農地の現状

① 農地面積

令和4(2022)年時点では、宅地化農地*(16.0ha)と生産緑地(34.10ha)を合わせて50.1haの農地が存在しています。前計画策定時から令和4(2022)年までの約10年間では、全体で13.6ha減少しており、減少傾向が続いています。一方で、本区では生産緑地を買い取り、公園として整備する取組を進めています。農地を守ることと並行して、農地の新たな活用についても積極的に検討していきます。

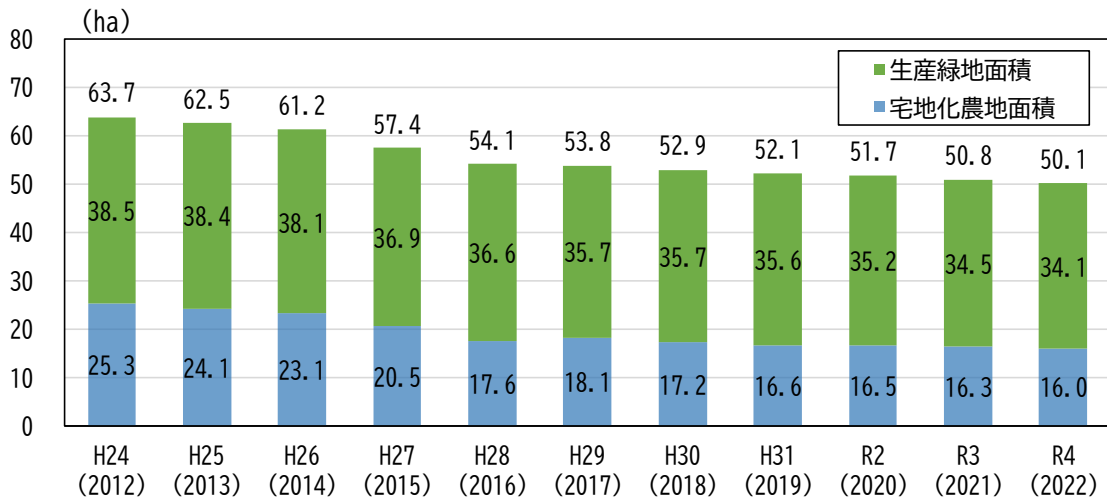


図 農地面積の推移



写真 公園として整備された元生産緑地の一例（一之江ももこの郷）

② 農業後継者

平成27(2015)年では、農業後継者のいる戸数は48戸まで減少しています。また、平成27(2015)年には全員が50歳以上となっていることから、農業後継者の高齢化が進んでいます。

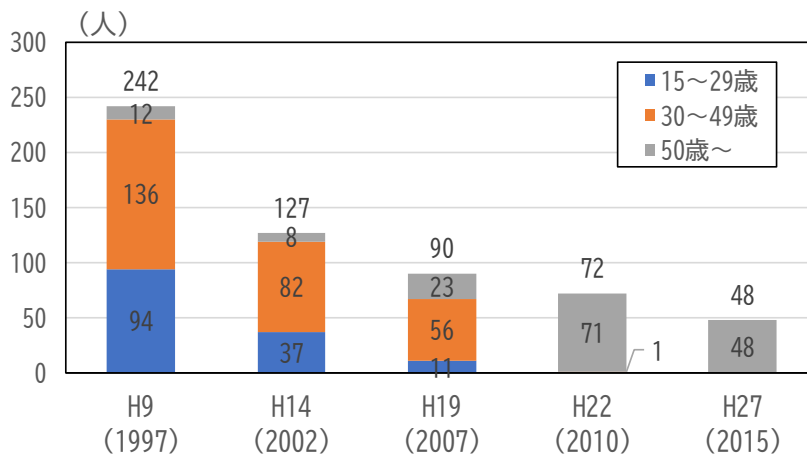


図 農業後継者の推移

(5) 水辺の現状

本区には7つの河川(荒川、中川、江戸川、旧江戸川、新中川、旧中川、新川)、5つの親水公園(9.6km)、18の親水緑道(17.7km)があり、区民の憩いの場として機能しています。

新左近川親水公園では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたカヌー場の整備も行い、機能の拡大を進めている水辺空間もあります。

また、葛西臨海公園の隣接地には、国内初の人工カヌー・スラローム会場が整備され、東京2020オリンピック・パラリンピックでは、カヌー(スラローム)競技の会場として使用されました。このように、近年は水上スポーツやレクリエーションの場としての水辺の利活用を進めています。



図 区内の水辺空間

(6) 動植物の生息状況

河川や海岸、緑道などが豊富な本区においては、そこで生息する動植物も多種多様です。

本区では、貴重な自然環境の保全や次世代の環境保全に役立たせることを目的として、毎年河川や海域などを中心に水辺環境調査を実施しており、平成30(2018)年には親水緑道での生物調査を実施しました。

国内で絶滅が危惧されている種や、希少な在来種などの重要種が確認されている一方で、生態系に被害を与える特定外来生物*も確認されています。以下に、各調査の結果を整理します。

① 河川や海域で見られる生物

毎年実施している水辺環境調査では、河川や海域などに生息・分布している「植物・鳥類」と「魚類・底生動物(水中や水辺に住んでいる貝やエビ、カニ、水生昆虫)」の調査を実施しています。近年の調査結果は、下表のとおりです。

コアジサシは前計画策定時には繁殖が確認されていましたが、年々確認される数が減少しています。ミゾコウジュやウラギク、タコノアシなどの希少な在来種は現時点でも生息が確認されています。

また、平成30(2018)年10月に、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地」として登録されました。葛西海浜公園では、毎年、スズガモやカンムリカイツブリをはじめ多くの渡り鳥が越冬や休息のため飛来します。このほか、クロツラヘラサギなどの世界的に希少な野鳥やミサゴやトウネンなど東京都で絶滅が危惧されている野鳥も飛来しています。さらに、東なぎさ(干潟)は、トビハゼの重要な生息地の一つとして良好に維持されています。河川では絶滅が危惧されているミナミメダカやニゴイの生息もみられました。

表 植物・鳥類の調査結果 (種数)

		平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
調査場所		荒川 東なぎさ	新中川 東なぎさ	江戸川 旧江戸川 東なぎさ	荒川 東なぎさ	新中川	江戸川 旧江戸川
種数	植物	385 (9)	356 (8)	379 (9)	385 (5)	263 (6)	450 (22)
	鳥類	131 (97)	119 (53)	105 (26)	114 (26)	34 (17)	45 (22)

※()は重要種：環境省レッドリスト、東京都レッドリストに記載されている種

表 魚類・底生動物の調査結果

(種数)

		平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	平成 30(2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
調査場所		荒川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	新中川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	江戸川 旧江戸川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	荒川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	新中川	江戸川 旧江戸川
種数	魚類	19 (8)	18 (8)	29 (12)	19 (9)	7 (2)	27 (10)
	底生 動物	35 (9)	27 (13)	50 (16)	36 (12)	9 (5)	

※()は重要種：環境省レッドリスト、東京都レッドリストに記載されている種



タコノアシ



コアジサシ



トビハゼ



ヤマトシジミ



② 親水緑道で見られる生物

平成29(2017)年及び平成30(2018)年に、計17箇所の親水緑道で生物調査を実施し、区内の親水緑道だけでも91種もの生物が確認されています。

生物の隠れ家や住処となるような水生植物が多く生息している地点や、石組などが設置されている地点には、多種多様な生物が確認される傾向にあります。ニホンウナギやヤマトシジミなどの希少生物が確認された一方で、アメリカザリガニやカダヤシなどの特定外来生物が多い親水緑道もありました。

調査を実施した親水緑道と、確認された種(一部抜粋)及び種数は以下の通りです。

表 調査結果

親水緑道名		確認された種 (一部抜粋)	確認された 種数 (全体)
1	下小岩親水緑道	・モツゴ ・カダヤシ (特定外来生物)	10
2	親水さくらかいどう	・シオカラトンボ(ヤゴ) ・オイカワ	8
3	葛西親水四季の道	・ユビナガスジエビ ・アベハゼ	15
4	西小岩親水緑道	・ヒメタニシ ・モツゴ	14
5	鹿本親水緑道	・テナガエビ ・ニゴイ (重要種・平成 30(2018)年確認)	15
6	上小岩親水緑道	・スジエビ ・オイカワ	14
7	興農親水緑道	・ヌマチチブ ・テナガエビ	15
8	流堀親水はなのみち	・モツゴ ・シオカラトンボ(ヤゴ)	16
9	仲井堀親水緑道	・ヤマトシジミ (重要種・平成 30(2018)年確認) ・ボラ	10
10	篠田堀親水緑道	・アメリカザリガニ (条件付特定外来生物) ・モツゴ	18
11	鎌田川親水緑道	・タモロコ ・オイカワ	16
12	鹿骨親水緑道	・ブルーギル (特定外来生物) ・モツゴ	20
13	左近川親水緑道	・ニホンウナギ (重要種・平成 29(2017)年確認) ・ミミズハゼ (重要種・平成 29(2017)年確認)	48
14	本郷用水親水緑道	・モツゴ ・オイカワ	19
15	椿親水緑道	・ニゴイ (重要種・平成 30(2018)年確認) ・スジエビ	15
16	東井堀親水緑道	・ヤリタナゴ (重要種・平成 30(2018)年確認) ・オイカワ	22
17	宿川親水緑道	・ヤマトシジミ (重要種・平成 30(2018)年確認) ・マハゼ	16
合 計		—	291 種 (91 種)

※合 計：各地点の種数の単純合計（重複している種数を除いた種数合計）

③ 親水公園で見られる生物

令和4(2022)年～令和5(2023)年に、計5箇所の親水公園で生物調査を実施し、42種もの生物が確認されています。親水公園では、魚類だけではなく、カルガモ(鳥類)やヤゴ(昆虫)も確認され、多様な水辺の生物が生息しています。特に、荒川河口と接続している新左近川親水公園では、21種類の生物が確認され、淡水生物のほか、テナガエビやマハゼなど汽水性の生物も確認されました。

調査を実施した親水公園と、確認された種(一部抜粋)及び種数は以下の通りです。

表 調査結果

親水公園名		確認された種 (一部抜粋)	確認された 種数 (全体)
1	一之江境川親水公園	・ボラ ・スジエビ ・カダヤシ(特定外来生物)	13
2	古川親水公園	・シラタエビ ・チチブ ・イトミミズ	7
3	新長島川親水公園	・ヨコエビ ・ユスリカ幼虫 ・カダヤシ(特定外来生物)	3
4	小松川境川親水公園	・モツゴ ・ドジョウ ・アメリカザリガニ(条件付特定外来生物)	11
5	新左近川親水公園	・テナガエビ ・マハゼ ・ヤマトシジミ(重要種・令和5(2023)年確認)	21
合 計		—	55種 (42種)

※合 計：各地点の種数の単純合計(重複している種数を除いた種数合計)



④ 河川や親水公園・緑道などで分布・確認された生物



※図上の丸数字は参考資料 生物調査結果の調査区間を示している
図 河川や親水公園・緑道などで分布・確認された生物

30by30目標が目指すもの

ー 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すために ー

1 30by30目標って？



2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。

新たな世界目標として議論されています

G7各国は世界目標の決定に先立ち、30by30目標を約束

- ① 2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)。ここで採択された生物多様性の世界目標である「愛知目標」。
- ② これに続く新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」が今年12月に開催予定のCOP15(カナダ・モントリオール)で採択される予定です。30by30目標は、2030年に向けたこの具体的な目標の一つとして検討されています。

- ① 2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での**30by30目標を約束**しました。
※G7首脳コミュニケ付随文書「自然協約」
- ② 同G7では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる**ネイチャーポジティブ**も打ち出しました。

国内外の研究報告で、生物多様性保全のために30by30を目指すことが重要と指摘

- ① 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- ② 日本の保護地域を**30%**まで効果的に拡大すると生物の**絶滅リスクが3割減少**する見込み

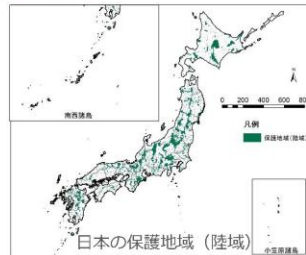
2 日本ではどのぐらいの面積が保全されているの？



陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全。

2020年までの愛知目標は達成

- ① 「愛知目標」では**2020年までに陸域17%、海域10%**を保全することが掲げられていました。
- ② 日本では、**陸域は20.3%**で既に愛知目標を達成していました。その後、奄美や沖縄の国立公園の指定等により**20.5%**になりました。
- ③ 海域については**8.3%**でしたが、2020年に「**沖合海底自然環境保全地域**」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、**13.3%**となりました。



3 どんな良いことがあるの？



健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻します。

健全な生態系は、しなやかに恵み豊かです

- ① 自然は気候変動問題などの社会課題解決に貢献します。温暖化を2℃未満に安定させるために2030年までに必要とされる費用対効果の高い緩和策の約30%は森林や湿地等の保全・回復等、**自然を活用して対応**できると指摘されています。
- ② 例えば、野生ハチ等の花粉媒介者は国内で年間3300億円の実りに関係します。森林の豊かな栄養は河川を通して海の生産性を向上させます。災害にも強く恵み豊かな自然は、**国土の安全保障の基盤**にもなります。
- ③ 地域の豊かな自然資本の活用して、観光や交流人口の増加など**持続可能な地域づくり**が期待できます。



4 どうやって達成するの？



保護地域に加えそれ以外の場所を力を合わせ守ります。

国立公園等の保護地域を拡張します

- ① 新たに**保護地域を拡張**し、管理の質も向上させます。



地域の力を結集し、OECMで目標達成へ

- ① 企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所を**OECM**※といいます。
- ② 企業等の民間の所有地等を環境省が**自然共生サイト(仮称)**として認定し、30%に組み込んでいきます。



※Other Effective area-based Conservation Measures

出典：環境省ホームページ

30by30 | 環境省 (env. go. jp)/

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>



(7) 民有地などの緑化の現状

本区では、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例*」（以下、「住宅等整備基準条例」という。）に基づいたみどりの創出を継続して実施しています。平成25(2013)年から令和4(2022)年までに、開発などに伴い、計27.5haの緑地面積が創出されています。また、良好な景観の形成を図るため、平成23年に「江戸川区景観計画」を策定し、5地区を景観地区として都市計画決定しました。さらに、区内の48地区で地区計画を策定し、緑化に努めています。

表 住宅等整備基準条例の概要

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上かつ10戸以上の共同住宅又は一団の土地に40戸以上の特定共同住宅を建築する事業 ・一団の土地を3区画以上に分割し、一以上の戸建て住宅を建築する事業 ・事業区域面積300平方メートル以上で建築物を建築する事業
内容 (抜粋)	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>地上部の環境空地について、形態、規模、配置基準を定めている。</p> <p>【住居系用途地域空地部分の35%】</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>建築物上の緑地について、形態、規模を定めている。</p> <p>【人が入れる屋上の20%】</p> </div> </div>

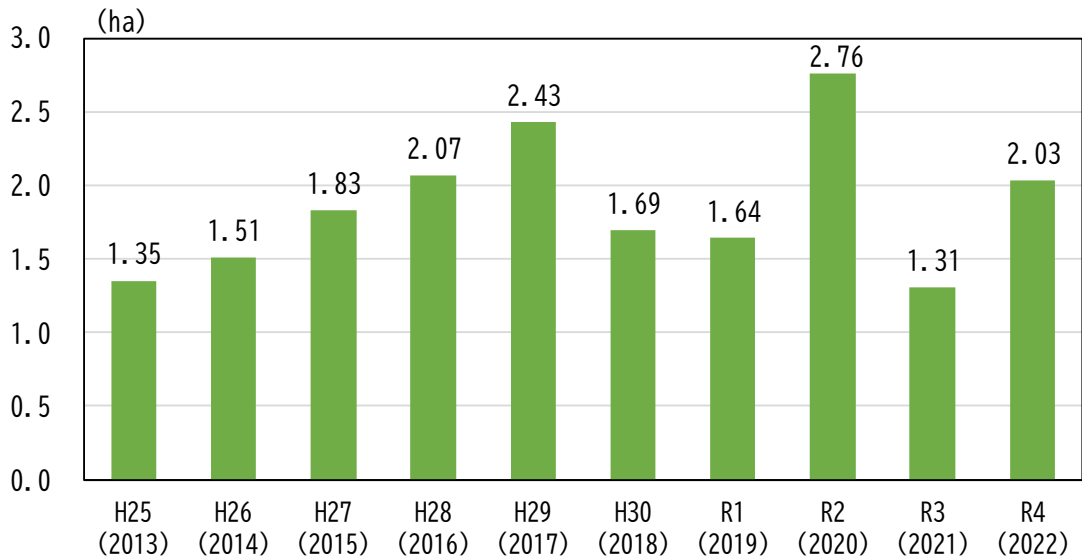


図 住宅等整備基準条例により創出された民有地の緑地面積の推移

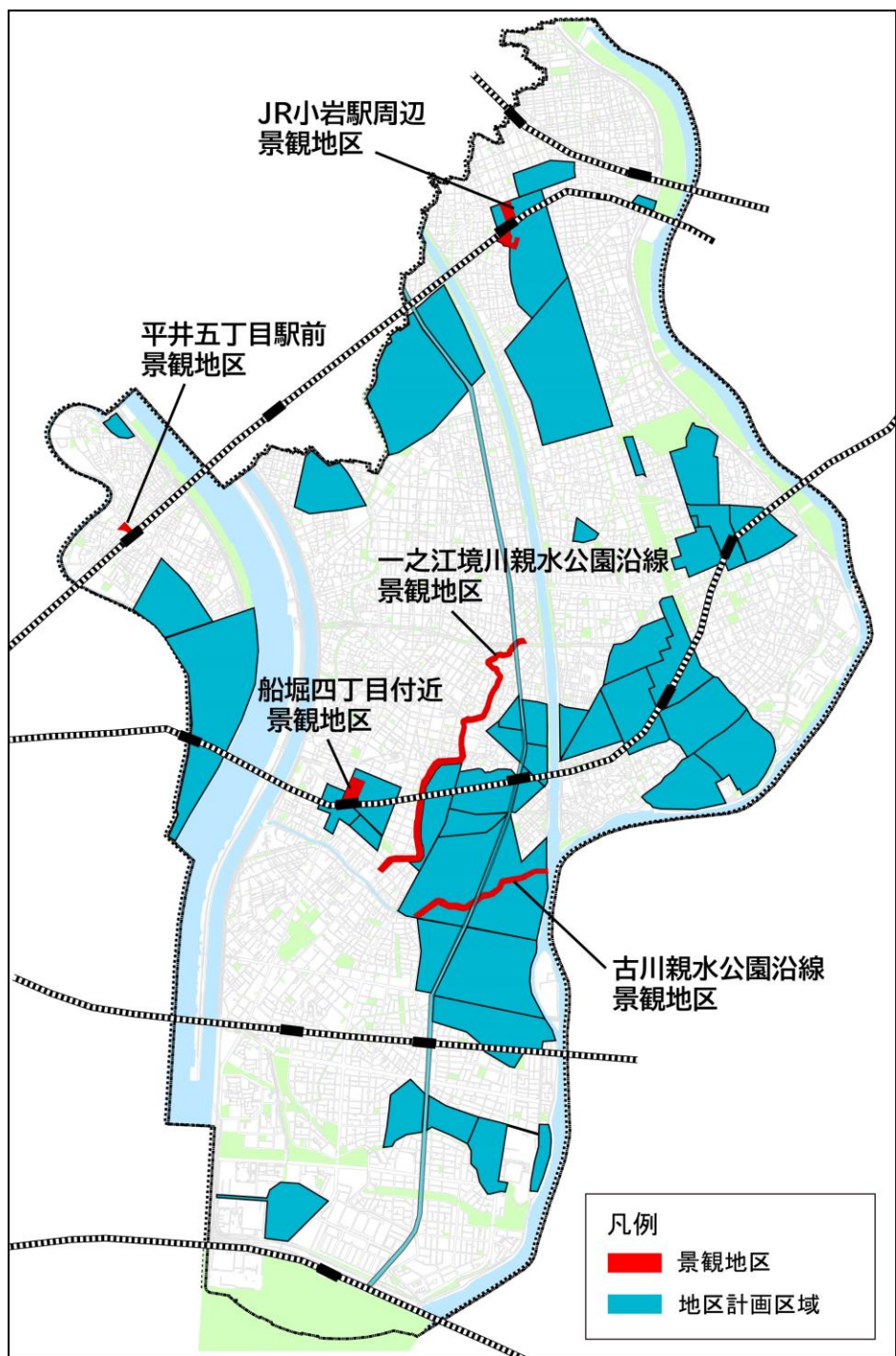


図 景観地区・地区計画の指定状況



J R 小岩駅周辺景観地区



古川親水公園沿線景観地区

3. 区民および区の実績

(1) 区民の実績

本区では清掃や美化運動に努めてまいりましたが、行政の力だけで区内すべてのごみをなくし、植栽をいつもきれいに維持することは難しいのが現状です。

そこで、「私たちのまちは私たちの手で(良くする)」という郷土愛に基づく「環境を良くする運動」を中心に区民と協働で、地域の浄化活動や美化運動を実施してまいりました。

また、公園や道路、水辺などの身近な公共スペースを自分たちの財産としてより良い環境にしていくため、ボランティア(アダプト制度)による清掃活動などが行われています。

アダプト活動登録者数は、前計画策定時では、285団体・303個人・総計8,501人でしたが、令和4(2022)年時点では、418団体・334個人・総計10,691人に増加しています。個人、団体、企業、商店会など、様々な主体が周辺のみどりや公園に関心を持ち、ボランティアなどへの活動参加者は年々増加し、登録団体数は約1.5倍になりました。

以下に、区民の実績の一例を示します。

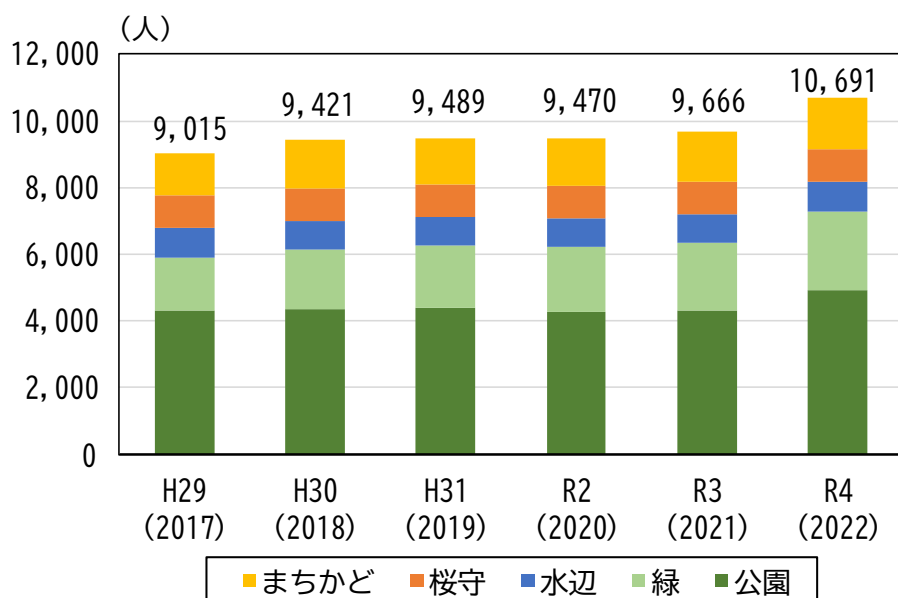


図 アダプト活動登録者数の推移

① 公園・緑のボランティア

区内の公園・緑地や緑道において、個人、市民団体、商店会、企業、保育園・幼稚園や小中学校など、多くの方々が公園ボランティアとして活動し、みどりあふれる公園やまちなかの整備を行っています。活動内容は参加いただく方によって様々ですが、公園や緑地での花の植え付けをはじめとして、まちなかに設置されているプランターの維持管理や清掃活動など、幅広い活動がなされています。

表 愛する会一覧

団体名	内容
小松川境川親水公園を愛する会	清掃活動
一之江境川親水公園を愛する会	清掃活動
東井堀親水緑道を愛する会	清掃活動
葛西「四季の道」「新長島川」水と緑に親しむ会	清掃活動
篠田堀親水緑道を愛する会	清掃活動
古川親水公園を愛する会	清掃活動
小松川千本桜を愛する会	清掃活動
東井堀親水緑道に夢を託す会	清掃活動、花の手入れ



親水緑道清掃活動風景



親水緑道清掃活動風景



ローズボランティア活動風景



小岩フラワーロード活動風景

② 水辺のボランティア

本区には、一級河川が7河川あります。水辺のボランティアは、河川敷の清掃や水辺における環境学習などの活動を実施しています。



水辺の清掃活動風景



水辺の清掃活動風景

③ 桜守のボランティア

本区には、小松川千本桜や新川千本桜をはじめとする桜の名所が多数あります。これらの桜を元気に育てるため、「見守り活動」、「育てる活動」、「広める活動」を行っています。

また、「桜の輪 母校の桜を育てようプロジェクト」として、平成26(2014)年から北小岩小学校で、桜の花数調査、桜の健康管理について、害虫の予防策、桜のストラップづくりなど、様々な桜に関する授業を行います。



桜守ボランティア活動風景



桜守ボランティア活動風景

④ まちかどボランティア

区内の各地域で、自分たちのまちをもっときれいにしたいという思いから、道路の清掃や点検、ポケットパーク*の手入れなど、多くの方が「まちかどボランティア」を行っています。



まちかどボランティア活動風景



まちかどボランティア活動風景

(2) 本区の取組

本区では、NPO法人などと連携しながら、みどりのまちづくり活動に関わるボランティアの育成や学習会、イベントなど、様々な取組を行っており、区民のボランティア活動を積極的に支援しています。また、生物多様性確保や、地球温暖化・ヒートアイランドの対策、循環型社会の実現に向けた取組など、様々な視点で継続的に取組を実施しています。

表 本区やNPO法人などによる取組

取組	内容	主体
公園ボランティアの育成支援	ボランティア活動に興味を持った区民に対し、講座、講習会などを実施。	江戸川区 (水とみどりの課)
ウェルカムガーデン活動	地域住民と一体となって身近なみどりを育む「花いっぱい運動」の支援と普及啓発の拡大を図る。	公益財団法人 えどがわ環境財団
花とみどりの環境学習	環境教育冊子を活用し、これまで区民と協働で進めてきた緑化事業の歴史や、これからの未来に向けた取組、豊かな自然環境で学ぶ環境教育を実施。	公益財団法人 えどがわ環境財団
エコアクション講座	多くの区民が環境について学び、自ら環境に配慮した行動を起こすきっかけづくりの場としていくことを目的とする。また「エコタウンえどがわ」を実現するため、地域における環境活動を率先して実践できる人材を育成する。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
21世紀子ども放課後環境学習	すくすくスクールの子どもたちを対象に、ゲームをしながら環境について学んでもらうことを目的として活動。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
小中学校における出前授業の実施	学校向けの環境学習プログラムを、総合学習の時間やPTAの集まりなどで「出前授業」として提供。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
学校農園	学校農園をとおして、児童・生徒への食育、環境教育などの充実を図ることを目的とする。小学校9校で学校農園(借地など利用)設置済み。	教育委員会事務局

人材育成

	取組	内容	主体
生物多様性の確保	水辺環境調査	荒川、江戸川、新中川、葛西沖の水辺環境調査や、親水緑道、親水公園における自然環境生物調査を実施。	江戸川区 (気候変動適応課)
	自然復元・再生事業	河川海岸のクリーン作戦を通じて自然環境の復元を推進。絶滅種や生物多様性に関する啓発を推進。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	荒川クリーンエイド	荒川のゴミを数えながら拾うことを通じて、自然環境の回復と荒川に集い思いを寄せる人々の交流を作り出す活動。	NPO法人 荒川クリーンエイド・ フォーラム
	東なぎさ クリーン作戦	普段は立ち入り禁止区域の葛西海浜公園「東なぎさ」に船で渡り、漂着ごみのクリーンアップを行う。ごみ拾い後は自然観察会を実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	東なぎさ生物調査	葛西海浜公園東なぎさに生息する生物を継続的に調査・把握するため、鳥類調査、底床生物調査を実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
循環型社会の実現	生ごみリサイクル講習会	発泡スチロール箱と手作りコンポスト*を使用した楽しい生ごみ堆肥作り。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	緑の3R (リサイクル・リユース・リデュース)	区民が家庭で使わなくなった園芸土や鉢を回収し、再生・再利用する取組を行うことで、緑のもったいない運動の啓発と環境保全を図る。	公益財団法人 えどがわ環境財団
	寄贈樹木の受入れ・植栽推進	一般家庭などから寄贈された樹木を公園などの公共施設へ移植し、区の財産として保全・活用。	江戸川区 (水とみどりの課)
地球温暖化やヒートアイランド対策	みどりのカーテン* モニター講習会	モニターを募り、みどりのカーテンを広める活動。 講習会と年2回のアンケートを実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	もったいない運動 えどがわ	地球温暖化防止のための省エネ活動。例えば給食を残さず食べる、電気をこまめに消す、レジ袋をもらわないなどの行動にみんなで取り組む活動。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	グリーンプラン 推進校	えどがわエコセンターと協働し、園・学校における環境学習を推進するモデル校。えどがわエコセンターからは各種情報の他、教材教具などの費用を学校に提供し、学校での環境学習が充実するよう支援を実施。令和2(2020)年時点で、小学校13校、中学校3校がモデル校に指定。	認定NPO法人 えどがわエコセンター



公園ボランティアの育成支援



公園ボランティアの育成支援



生物多様性の確保
(荒川クリーンエイド)



生物多様性の確保
(東なぎさクリーン作戦)



循環型社会の実現
(生ごみリサイクル講習会)



循環型社会の実現
(生ごみリサイクル講習会)



地球温暖化やヒートアイランド対策
(みどりのカーテンモニター講習会)



地球温暖化やヒートアイランド対策
(花とみどりの環境学習)

4. 区民意識

本区では、昭和51(1976)年から「江戸川区民世論調査」を実施しており、近年は、毎年調査を実施しています。以下(1)に、抜粋した世論調査結果を整理します。

また、令和3(2021)年4月～5月に、区が目指す2100年の「明るい未来」について意見募集を行う「みんなのえどがわ大会議」が実施されました。「広報えどがわ」や区ホームページなどを通じて、区内外のたくさんの方々から、約8,000件のご意見を頂戴しました。本意見募集で頂いた主なご意見については、以下(2)に整理します。

(1) 江戸川区民世論調査

① 公園や緑化などに関する満足度の経年変化

「公園・水辺」、「緑化」、「街の景観」の満足度*をみると、「公園・水辺」に対する満足度が最も高くなっており、平成24(2012)年から令和4(2022)年までで4.0ポイント増加しています。また、3項目全てにおいて、平成24(2012)年から令和4(2022)年の間で満足度は向上しているものの、大きな増加は見られません。

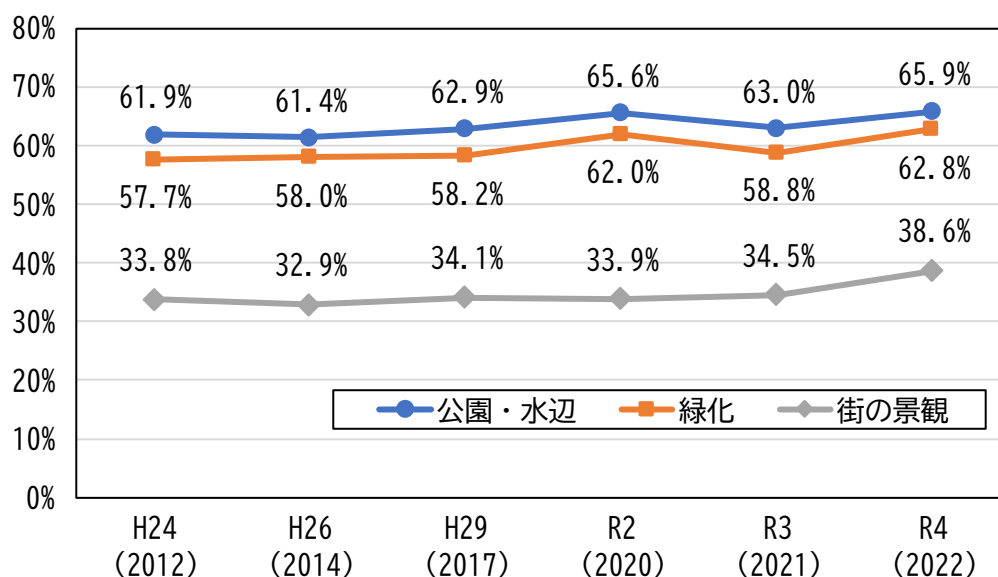


図 公園や緑化などに関する満足度(「満足」と「やや満足」の合計)の経年変化

※満足度・・・「満足」と「やや満足」と答えた割合の合計

地域別にみると、公園や緑化などに関する満足度について各地域で同じような傾向が見られ、「満足」「やや満足」の割合が高いのは葛西地域、最も低いのは小岩地域となっています。

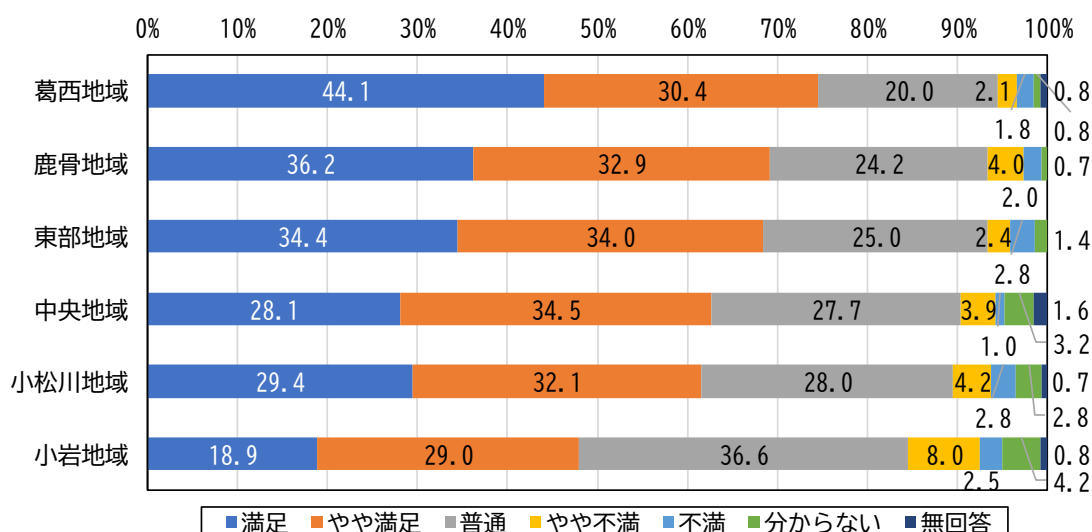


図 地域別「公園・水辺の整備」に関する満足度（満足度の高い順）

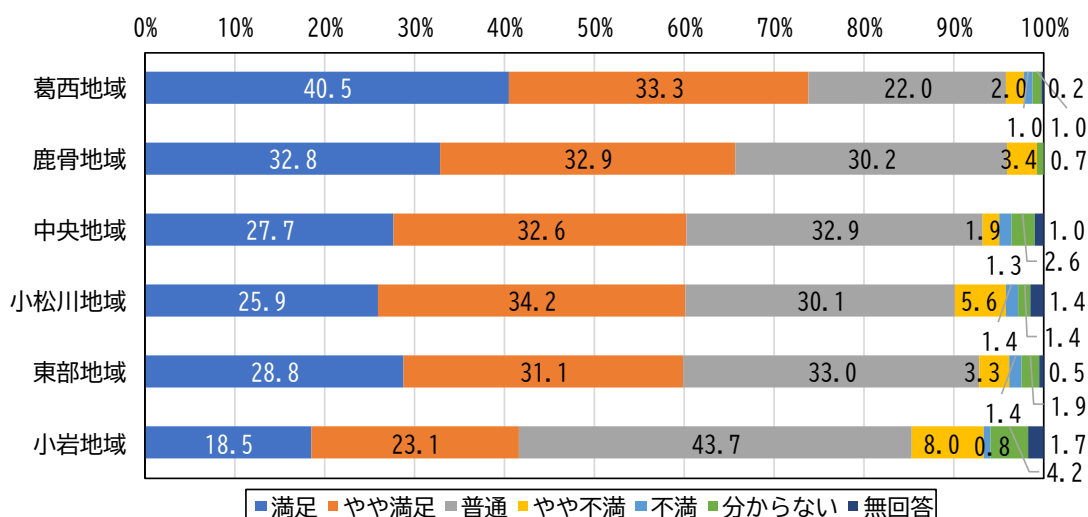


図 地域別「緑化の推進」に関する満足度（満足度の高い順）

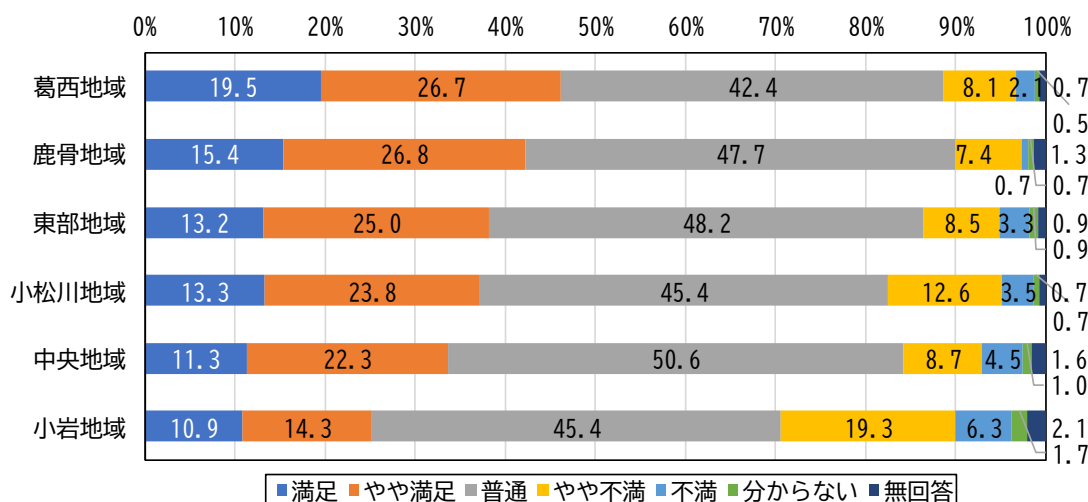


図 地域別「街の景観」に関する満足度（満足度の高い順）

② 今後推進してほしい施策

今後推進してほしい施策をみると、水害対策が46.7%と最も多く、次いで震災対策32.8%、防犯対策(安全・安心まちづくり)32.6%となっています。

地域別にみると、全地域において上位3施策は水害対策、震災対策、防犯対策(安全・安心まちづくり)となっており、すべての地域で水害対策が最も多くなっています。

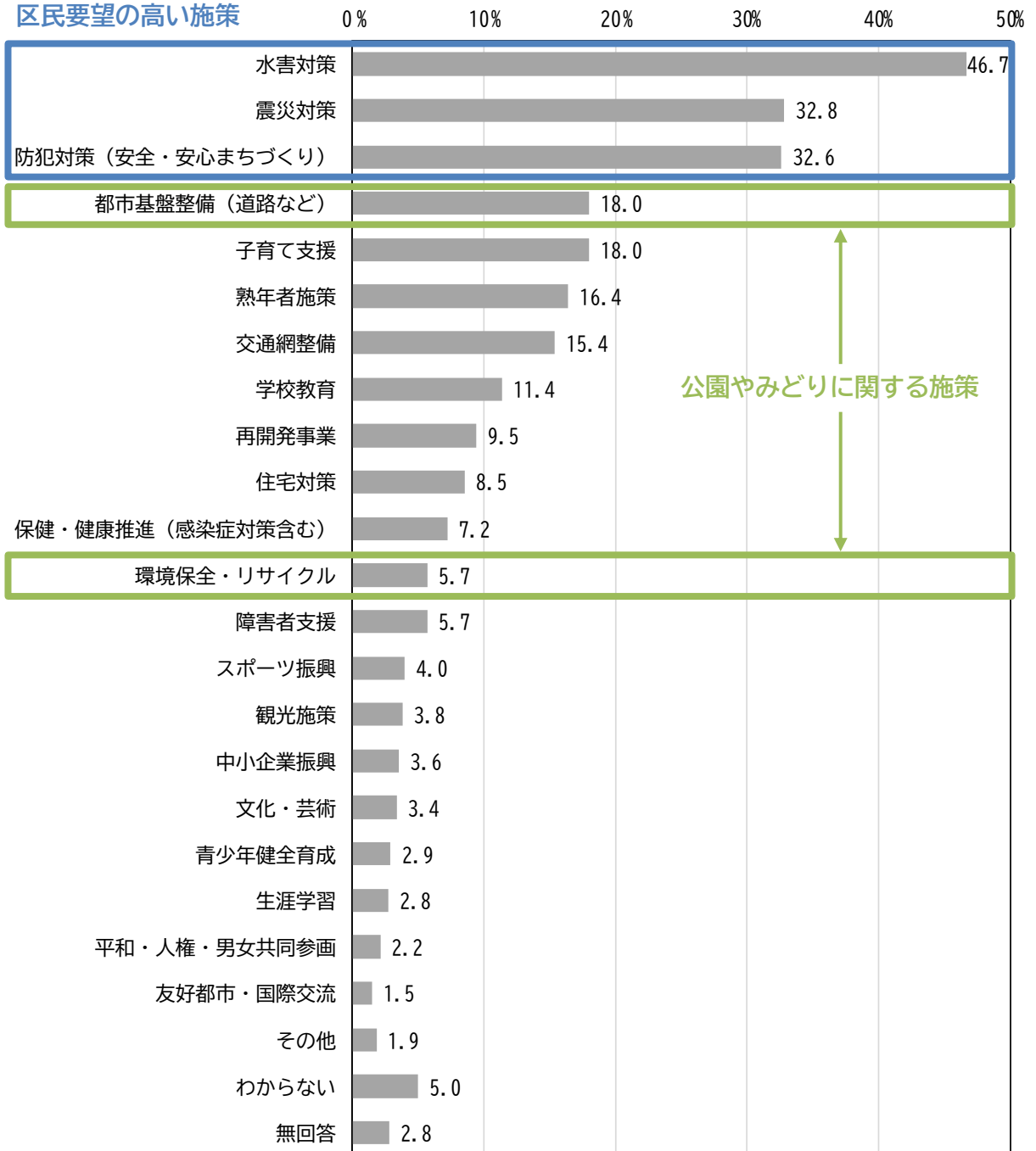
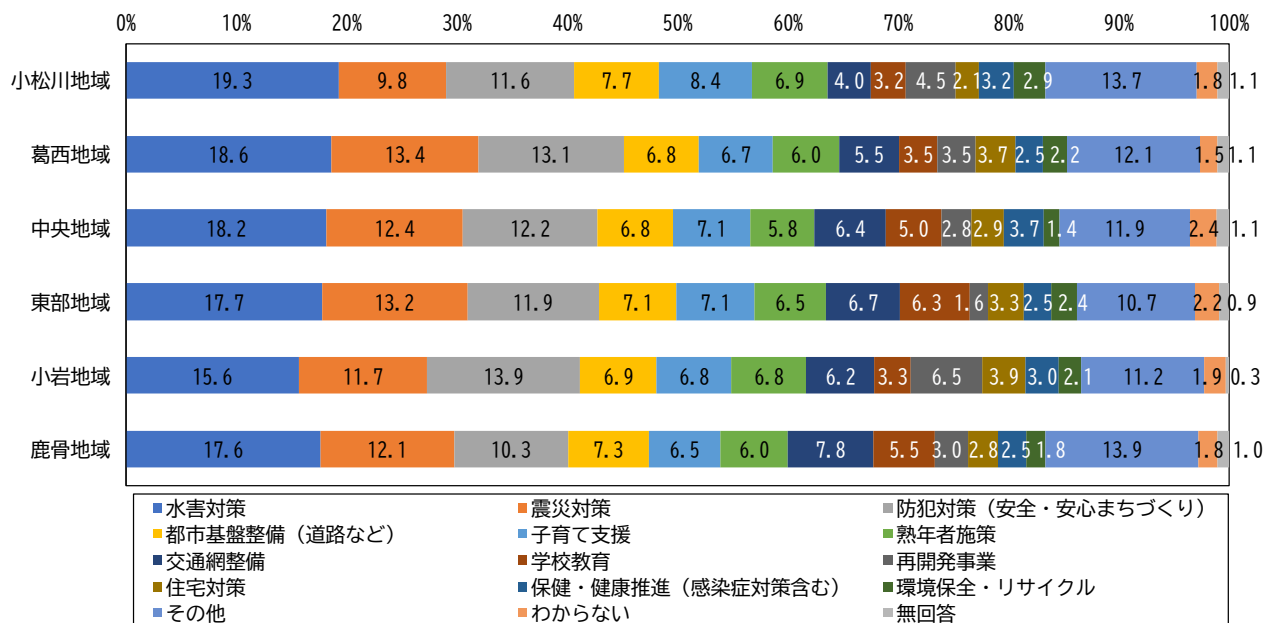


図 今後推進してほしい施策



※「その他」は回答の少なかった施策をまとめて整理

図 「今後推進してほしい施策」の地域別割合

(2) みんなのえどがわ大会議

「江戸川区民世論調査」とは別に令和3(2021)年4月～5月に実施された「みんなのえどがわ大会議」において、2100年の江戸川区の姿について意見募集を行いました。

その結果、「自然(緑、みどり)が豊かなまちを目指す」という意見が非常に多く(「自然・緑・みどり」という単語は延べ約2,800回出現)、次いで、「公園」、「子ども」、「笑顔」、「災害」といった単語が多く出現しています。

また、「子どもから高齢者まで、障害者も外国人も、全ての人が笑顔で暮らせるまちを目指す」という趣旨の意見も非常に多くなっています。

その他、経済的な発展を求める意見においても、自然との共存や、水とみどりを活かした産業の発展を求める声が多く、環境問題への関心の高さがうかがえる結果となっています。

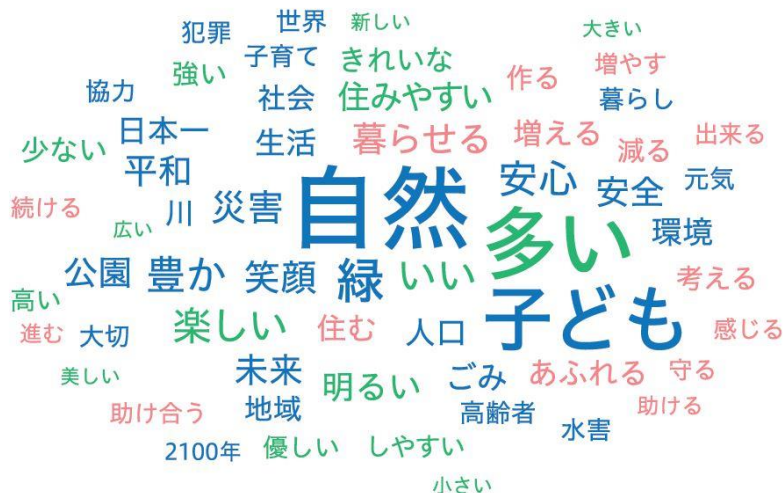


図 みんなのえどがわ大会議 区民などからの意見募集・集計結果

5. 区のみどりの課題

(1) 前計画の目標達成状況

前計画では、みどりの将来像の実現に向け「みどりを守る」「みどりを育む」「みどりを創る」の基本方針に対応したみどりの量や質を表す6項目の目標を設定しました。

令和4(2022)年4月時点で、「身近な公園の充足率」については目標を達成し、残りの5項目については目標を達成できていません。しかし、未達成の5項目のうち3項目については、平成25(2013)年時点(前計画策定時)の値よりも増加しています。

表 前計画の目標達成状況

みどりの目標		H25時点値	R4目標値	R4現状値
基本方針 1 みどりを 守る	○農地(生産緑地)の面積 ⇒農地(生産緑地)を守り、新たな農地の確保を目指します。	38.45ha	40ha	34.10ha ↓
	○保護樹の本数 ⇒保護樹を守り、新たな地域のみどりを確保します。	352本	400本	279本 ↓
基本方針 2 みどりを 育む	○緑化の推進に満足している区民の割合 ⇒残る4割の方の半数に満足していただける花と緑の場を増やします。	57.7%	80%	62.8% ↑
	○アダプト活動登録者数 ⇒アダプト活動にたずさわる仲間を増やします。	8,501人	20,000人	10,366人 ↑
基本方針 3 みどりを 創る	○身近な公園の充足率 ⇒歩いて行ける(徒歩5分程度)身近な公園を増やします。	70%	75%	84.5% (92.3%) ↑
	○公園整備に満足している区民の割合 ⇒残る4割の方の半数に満足していただける公園整備をします。	61.9%	80%	65.9% ↑

※令和4(2022)年現状値の矢印は平成25(2013)年からの増減を表しています

※身近な公園の充足率R4現状値()は親水公園、親水緑道、河川敷を公園として含んだ公園充足率

(2) 前計画の施策実施状況と課題

前計画に掲げた基本方針に対する施策の実施状況および課題は、以下の通りです。

① みどりを守る

大径木や樹林地の保全と活用、樹木、樹林地所有者への支援など、貴重な緑を守るための取組が計画通り実施できていません。特に保護樹の指定は新規が4本、解除が72本と保全が進んでいない状況です。

農地については、生産緑地地区や区民農園が減少しており、計画通り進んでいません。そのため、農地を農地として保全するための新たな支援策や取組を検討する必要があります。その一方で、農の風景育成地区の指定、ふれあい農園などの農とふれあう機会の充実、営農への支援については計画通り進んでいます。

また、親水公園や親水緑道における自然性の向上など、河川における自然、生態系の保全や水環境の保全は計画通り進んでおり、今後も継続していきます。

② みどりを育む

ボランティアの発掘と育成に関しては、各種イベントや講座の実施など、計画通り進んでいます。今後は更なるボランティアの確保に向け、SNSを活用した情報提供など、新たな取組も検討します。

みどりの活動の支援に関しては、小中学校での出前講座など積極的に活動を進めており、みどりの意識を高めるための活動と合わせて学校教育と連携した取組を今後も推進していきます。

また、生物調査の実施、生態系に配慮した対策の充実などの取組も計画通り進めており、今後は本計画に生物多様性地域戦略を包含することで、一体的な取組を進めます。

福祉との連携については、今後も継続し、植物との触れ合いを通じて、より豊かな暮らしやすい地域づくりを進めます。

③ みどりを創る

歩いて行ける公園の充実、既存公園のリフレッシュなど、身近な公園を充実させるための施策は計画通り進んでいます。特に歩いて行ける公園については、40公園を新規整備しており、充足率も84.5%(92.3%)となっています。今後も継続するとともに、民間と連携するなど、新たな社会情勢に対応した公園整備を検討していきます。

また、拠点となる公園や災害から暮らしを守る公園整備も計画通り進んでおり、今後も継続していきます。

公共用地や民有地の緑化推進については、今後実施内容を見直しながら継続していきます。

みどりの繋がりについては計画通り進めており、緑化だけではなく、歩道の有効幅員の確保や歩いて楽しい歩行空間の確保などを検討します。

みどり豊かな水辺空間について、河川沿いのさくら並木は、ボランティアの参加などを促し、区民との協働体制のもと維持管理していくことを、今後も継続していきます。



(3) みどりの課題

これまでに整理された内容を基に、本区のみどりの課題を整理しました。2100年を見据えて、今後も引き続きみどりの課題解決に向けて取り組んでいきます。

① みどりを守るためのさらなる取組

前計画では特別緑地保全地区や保護樹林の新規指定を施策として掲げていましたが、平成25(2013)年から令和3(2021)年の間に特別緑地保全地区や保護樹林の新規指定はありませんでした。また、樹木の伐採行為の届出制度も実施まで至っていません。

「みんなのえどがわ大会議」でも「自然(緑、みどり)が豊かなまちを目指す」という区民意見が非常に多く、2100年の江戸川区の姿として、豊かな自然を残していくことが望まれています。

しかし、樹林地や大径木の保存と利活用など「みどりを守る」取組は、所有者や民間事業者の理解と協力が必要なため、新たな施策の検討が必要です。



② 農地の保全と活用

農家の高齢化、住居や施設などの開発行為による土地の減少から農地は生産緑地、宅地化農地ともに年々減少を続けています。

農地は江戸川区らしい風景や人と土とのふれあいの場を提供する貴重なみどりとしてだけではなく、災害時のオープンスペースとして防災機能も有しています。区民世論調査では、「水害対策」、「震災対策」の区民要望が多くなっており、農地の防災機能を十分に活用していくことが求められています。

こうした多様な機能を持つ農地や生産緑地の保全・活用により、身近なみどりの充実を図る必要があります。



③ 協働によるみどりの保全と創出

本区では、みどり豊かなまちづくりを進めるなかで、区民と区の協働による様々な活動が行われています。アダプト活動登録者数は増加傾向ですが、良好なみどりのまちづくりを進めるためには、活動の担い手の育成をこれまで以上に推進する必要があり、周知方法や新規参加者の確保方法など、施策の見直しが必要です。



④ 身近な公園や水辺の整備

本区では、大規模な公園や街路樹など積極的にみどりの整備を進めており、23区内で最も広い公園面積を誇っています。また、徒歩5分程度の歩いて行ける身近な公園の充足率も84.5%(92.3%)と、目標値を達成しています。

しかし、「公園・水辺」「緑化」「街の景観」に対する区民満足度は、10年間でほぼ変化がありません。本区では身近な公園の整備を着実に進めていることから、今後は区民満足度につながる公園や水辺の質を高める整備を行い、子どもから高齢の方まで、障害者も外国人も、全ての人が笑顔で暮らせるまちづくりに資することが求められています。



⑤ みどりによる防災ネットワークの形成

大規模災害の発生リスクが高まる中、公園などのオープンスペースは、防災上も重要な役割を担っています。本区においても、大島小松川公園や篠崎公園が新たに避難場所に指定されるなど、防災ネットワークの形成を推進しています。

また、区民世論調査で今後推進してほしい施策は、水害対策、震災対策、防犯対策の順となっており、区民の防災に対する意識も年々高くなっています。

今後は、公園の高台化や防災機能の充実、火災時の延焼遮断機能を持つ親水公園や緑道、街路樹を防災ネットワークとして活用するなど、災害に強く、安心して暮らせる環境を作っていく必要があります。また、公園の防災機能の周知や公園を活用した防災イベントの実施など地域防災力向上のためのソフト対策も実施する必要があります。



⑥ 社会情勢の変化への対応

本区はSDGs未来都市として、上位計画において「ともに生きるまち」を目指し、SDGs17のゴール毎の主な目標を位置づけており、みどりの基本計画においても、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標15 陸の豊かさを守ろう」「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」など関係する目標の達成に貢献することを目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、身近なみどりやオープンスペースの柔軟な活用に対するニーズが高まっています。江戸川区らしい水とみどりを創出するにあたっては、オープンスペースの活用に加えて、脱炭素社会の推進、生物多様性への適応、グリーンインフラの取組推進など、新たな社会情勢の変化にも対応する必要があります。



第3章 基本方針と目標

1. 基本理念

(1) みどりの将来像

水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし ～ えどがわ ecological プラン ～

本区では、平成14(2002)年策定の「江戸川区水と緑の行動指針」で『水・みどり、ともに生きる豊かな暮らし』をみどりの将来像に設定し、平成25(2013)年に策定した「江戸川区みどりの基本計画」においても、引き続き同じ将来像を掲げてきました。

これは、豊かな水辺とふれあい、身近なみどりを育てる喜びをともに感じながら、自然と共生し、区民が毎日楽しく生活する姿を表現したみどりの将来像です。

本区を取り巻く状況は日々変化し続けていますが、本区では今後も区民と区が協働しながら、これまで育てたみどりの質をいっそう高め、全ての人が笑顔で暮らせるまちを築き、水とみどりが暮らしに憩いを与えるみどり豊かな都市を目指していきます。

そこで本計画では、これまでの将来像に江戸川区らしい風景の重要な要素である『農』を追加し、さらに、本区の豊かな自然資源を活かした生物多様性の保全を掲げ、新たに『水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし～えどがわ ecological プラン～』を将来像とします。自然の豊かさだけでなく、心の豊かさや人と人との関わりなど、みどりを通じて豊かな暮らしを実感できる江戸川区を目指していきます。



2100年の江戸川区のイメージ



(2) 水とみどりの将来構造

みどりの将来像を実現するための水とみどりの将来構造を以下のように設定します。

都市構造を構成する要素
<ul style="list-style-type: none">・ 交流やにぎわいと自然と触れ合う環境を創出する「拠点」・ 拠点間を連携する河川など「軸」・ 親水緑道や親水公園など拠点や軸を繋ぐ「ネットワーク」
拠点
<p>①自然交流拠点 葛西臨海公園・葛西海浜公園、カヌー・スラロームセンター、新左近川親水公園、江戸川・旧江戸川河川敷、旧中川を「自然交流拠点」として位置づけ、水とみどり、自然との触れ合いによる広域的な交流やにぎわいの創出を図ります。</p> <p>②みどりの拠点 大規模な公園である篠崎公園、宇喜田公園、大島小松川公園、総合レクリエーション公園を「みどりの拠点」として位置づけ、各公園がもつ機能の特長を活かし、生物多様性の確保に配慮しながら多様な機能で自然に親しむことができる空間形成を進めます。</p> <p>③農とみどりの拠点 特産である小松菜、花卉をはじめ、各種農産物を生産している農地が集積するエリアを「農とみどりの拠点」として位置づけます。農地の保全を図りながら、農業に由来する歴史・文化の体験機会の創出や農と触れ合うことのできる空間、農と一体となったまちなみ景観を形成します。</p>
軸
<p>①水とみどりの軸 荒川・中川、江戸川・旧江戸川、新中川、旧中川、新川を「水とみどりの軸」として位置づけ、生態系の保全や水辺に親しむことができる環境を充実するとともに、水辺を活かしたにぎわいを創出します。</p>
ネットワーク
<p>①水とみどりのネットワーク 拠点と軸を緑道や街路樹などの連続したみどりで結ぶことによって、回遊性のある、アメニティ性の高い都市環境を創出します。また、河川や親水公園・親水緑道などの自然環境は、生態系に配慮しながら保全するとともに生物生息のネットワークとして活用し、生物多様性の確保を図ります。</p> <p>さらに、ネットワークの不足する地域の整備や軸と隣接する公園、公有地・民有地とも連携し、水とみどりの総合的な環境を充実させます。</p>

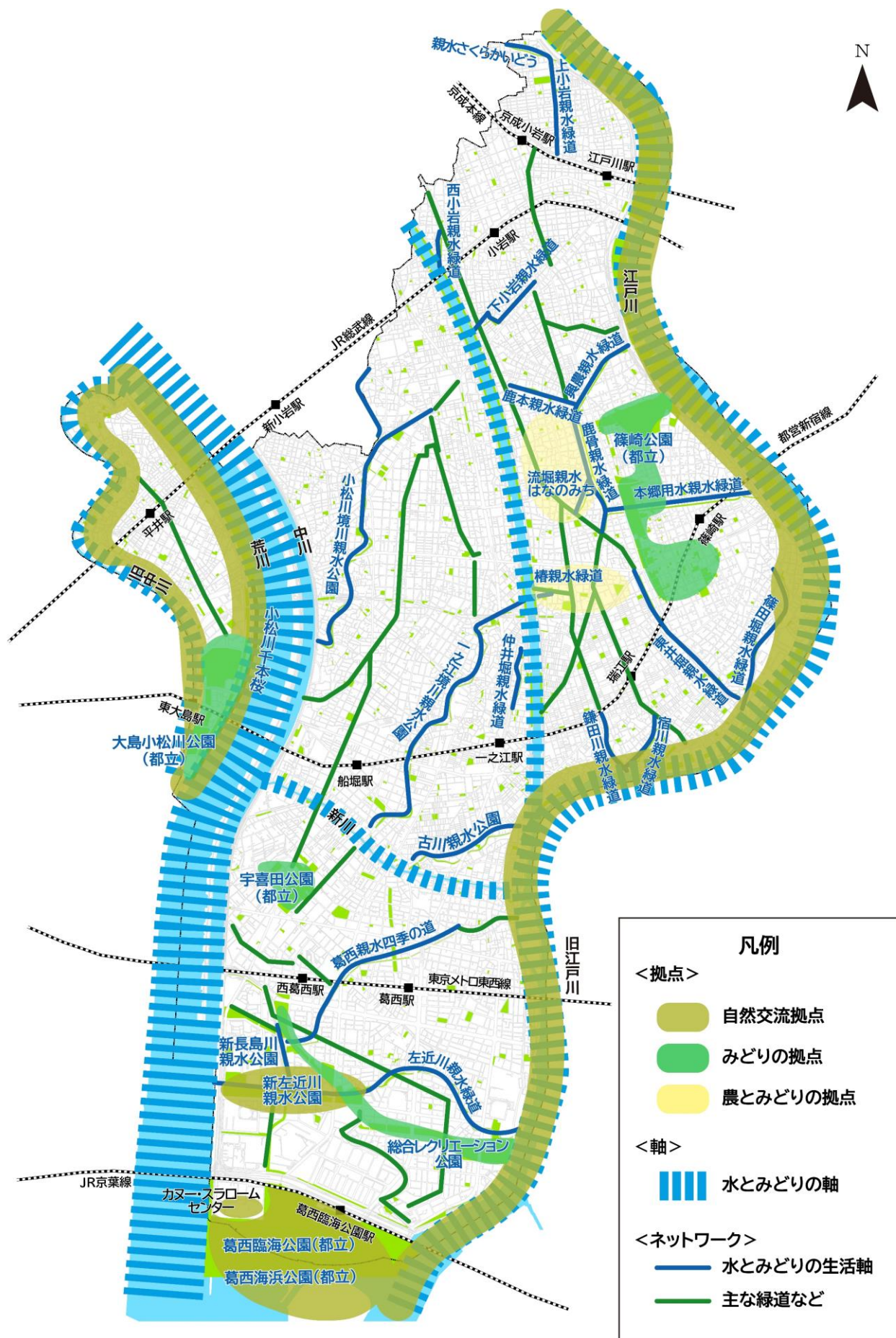


図 水とみどりの将来構造

(3) 生物ネットワーク

第1章で示した近隣自治体における水とみどりの拠点や軸などをもとに、本区におけるエコロジカルネットワークや生物多様性拠点を設定します。周辺自治体とのつながりを踏まえた上で、本区内にある生物の拠点となるような緑地や公園などの拠点を、河川や親水緑道などの軸で繋ぎ合わせます。



図 本区における生物ネットワーク

コラム 都市における生物多様性

生物は環境の中でしか生きられないという宿命を持っています。生物の生活に大きく作用する環境は気温と降水量です。熱帯雨林には多くの生物が生活しています。この地域は気温が高く、降水量の多い場所です。気温と降水量が豊かな地域は、生態系の基本となる植物が生活するのに最適な場所です。生態系における食物連鎖の原点となる植物が豊かな地域ともいえます。植物は無機物から有機物を生成できる

唯一の生物です。このため植物は生産者と呼ばれています。地球的にみると熱帯雨林の地域はもちろん、中緯度の大陸東岸の地域も夏雨気候帯に位置していることから植物の生育が旺盛な場所です。日本もこの夏雨気候帯の地域に位置しています。

多くの植物が生活していることは、これを食料とする動物も多いこととなります。植物の種類が多いと初めに植物を食べる一次消費者としての動物の種類も多くなります。次に一次消費者を捕らえて食べる二次消費者としての動物がいます。動物はさらに順番に次々に食べ物としての動物を捕らえて生活していきます。最終的に他の動物に捕らえられることが無い動物を高次消費者といいます。このことからみると人も高次消費者といえます。

多くの生物が生活するには、基礎となる植物が生活する場所が必要です。植物と動物が共存している自然の森や林では、さらに枯れた植物や死んだ動物などを食料とする生物がいます。これらの生物を分解者といいます。分解者は有機物を無機物に還します。これまでの生産者、消費者、還元者を生物群集といいます。これと大気、温度、水、土、代謝や体成分の材料などを無機的环境といいます。この生物群集と無機的环境によって生態系が構成されています。多くの生物の種類と個体による生物群集が生物多様性です。この生物群集は無機的环境と密接な関係をもちながら生態系を形成しています。植物の生活に不備な無機的环境の下では生物多様性を実現させることはできません。





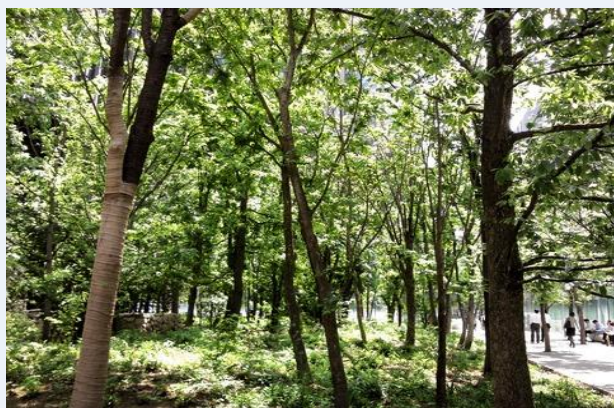
日本は植物の生育に都合の良い気候帯に位置していますが、自然界とは異なり人がつくった都市は高温、乾燥の環境になっています。都市の環境は人工環境ということが出来ます。都市は、人の日常生活と経済活動が高密度に展開されている場所として、道路をはじめ建築などの構造物で地表は覆われています。基本的に地表で生活する植物にとって、都市は植物が生活する地表と生育の場としての地上と地下空間も狭小になっています。必然的に都市の生物群集は脆弱な状態になります。また偏った生き物が旺盛になる状況が起こります。

都市でも水撒きした場所
や水溜りにトンボが飛来

し、クスノキ科の街路樹にアオスジアゲハ、ミカン科の庭木などにカラスアゲハが飛来するなど植物と動物との関係を見ることが出来ます。また、砂利を敷いた屋上にコアジサシが営巣しヒナが誕生するなど人工的な無機的环境が動物の行動と一致する事例が見られています。

都市における生物多様性は、緑地を確保し草花や樹木を植栽することにより1次、2次消費者の生活を担保する環境整備が必要です。また、水要因が豊かな地域では水生植物（抽水植物、浮葉植物、沈水植物、ヤナギ類）を水の動態に合わせて植栽することで動物を誘い込むことは有効です。広場で夏草を伸ばした場所は秋の虫の生活の場となり、秋の夜の観鳴の場所などになります。

生物多様性は自然性の高い森や林、里山などがイメージの対象に成っていますが、無機的环境によって生物多様性の原点である食物連鎖の生物は変化します。特に人の関わり方が大きく影響します。都市は、特殊な無機的环境によって緑を基盤とした生態系の中の食物連鎖が切断されているともいえます。その中でも、ある種の生物は生活史を展開しています。都市の無機的环境に対応した生物群集に焦点を当てた生物多様性の創出が求められます。



江戸川区みどりの基本計画改定委員会 委員長 濱野 周泰

2. 基本方針

(1) 実現に向けた基本方針

基本理念を実現するため、下記の3つの基本方針を設定します。

基本方針1 みどりを守る

本区の豊かなみどりを形成する大径木や樹木地、農地などは、区民が身近にみどりを感じることでできる貴重な場所です。また、このようなみどりは、生物にとっても重要な生息地となります。

しかし近年これらの貴重なみどりが徐々に失われつつあり、特に農地面積は年々減少を続けており、次世代に継承するための対策が求められています。また、親水公園や親水緑道は江戸川区らしい景観を作り出している重要な要素であり、今後も守り活かしていくことが必要です。

これらの水とみどりを守っていくために、保全のための取組だけでなく、積極的な活用を進め、生物多様性保全の視点からも、区民が望む「自然が豊かなまち」を目指します。



基本方針2 みどりを育む

本区の貴重なみどりや農を次世代に継承し、生物多様性の保全を推進していくため、学校教育と連携し、子どもたちや次世代を担う新たな人材の発掘や育成をしていきます。また、ボランティア活動の推進やイベントの開催などを通じて、子どもから高齢者にまで、みどりを育む活動を広げていきます。

また、より多くの区民に水とみどりの活動に関心を持ってもらうための情報発信など、区民のみどりに対する意識を高めるための取組を推進します。

今後も区民・事業者・区が、それぞれの役割を担いながら一丸となってみどりを育てていきます。



基本方針3 みどりを創る

新型コロナ危機を契機に、運動不足の解消やストレス緩和の効果が得られる身近な自然資源である公園や水辺などのオープンスペースは、人々が憩い集う場所として重要性が高まっています。また、公園・緑地、水辺空間、都市農地など、まちに存在する様々なオープンスペースは地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用することが求められています。

みどりの量の確保だけでなく、自然生態系の保全に配慮したみどりづくりや、良好で持続可能な都市環境の形成に資するみどりの創出・活用など、みどりの質への配慮が重要になります。

具体的には、これまでと同様に歩いて行ける公園を充実させるだけでなく、社会情勢に合わせた新たな公園の整備や、既存公園の見直し、農地と公園との一体的な活用による公園整備など、地域特性を活かし、新たなニーズに対応したオープンスペースの整備を進めます。なお、公園やオープンスペース整備の際には、エコロジカルネットワークを意識しつつ、生物の生息環境となる空間の確保に努めます。



また、公園や水辺の整備や管理運営に民間活力などを導入し、にぎわいづくりを推進するなど、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指します。

本区では、首都直下地震や都市型水害などの危険性が高く、区民の防災に対する意識も年々高くなっています。公園の高台化、公園の防災施設の整備や防災農地の活用など、災害から暮らしを守り、安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和につながる水とみどりのネットワーク化を進めます。



3. みどりの目標

本区が目指す「みどりの将来像」の実現に向け、「量(ハード)」・「質(ソフト)」について、「生物多様性」の視点も踏まえた目標を設定します。

計画目標 1 《ハード目標》			
区民と協働でみどりづくりを推進する			
指	標	現状値	目標値
	区内のみどり率	30.8 %	31 %
	区民一人あたりの公園面積(陸域)	5.3 m ²	5.5 m ²
	身近な公園の充足率	92.3 %	97 %

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用

みどりの量の豊かさを計る指標である「みどり率」は、本区が昭和45(1970)年から「ゆたかな心、地のみどり」をスローガンに、区民一人あたりの樹木数と公園面積の目標値を10本、10m²として継続して区民と協働で取り組んでいる緑化運動の成果を示す指標でもあります。

公園面積は平成元年に葛西海浜公園の開園により水域を含み区民一人あたり10m²を達成し、樹木数は令和4(2022)年に区民一人あたり10本を達成しました。

これからは、「区民と協働でみどりづくりを推進する」を目標とし、区民一人あたりの陸域公園面積10m²を目指します。そこで、この目標の達成状況を指標として「区内のみどり率」「区民一人あたりの公園面積」「身近な公園の充足率」を指標に設定します。



緑化運動



緑化運動

計画目標 2 《ソフト目標》

江戸川区らしい魅力あふれるみどりを実感できるまちづくりを推進する



指 標	現状値	目標値
「公園」「水辺」の整備に満足している区民の割合	66 %	80 %
アダプト活動加入者数	10,366 人	12,300 人
「みんなのこうえん」の公園数	1 園	16 園
生物の住処となる バイオネスト*を設置している公園数	5 園	65 園
自然観察会や生物調査などの年間参加者数	1,713 人	2,000 人

本区では昭和45(1970)年から実施してきた緑化運動により、現在では23区で一番広い公園面積を誇っています。これらの「公園」や「みどり」に対し、区民が愛着を持って、今以上に活用できるようにするには、区民の皆様から愛着を持っていただくことが重要です。

そこで、「江戸川区らしい魅力あふれるみどりを実感できるまちづくりを推進する」ことを目標に、これを計る指標として「公園」「水辺」の整備に満足している区民の割合、「ボランティア(公園・緑・水辺・桜守)登録者数」を設定します。

また、本区は3方向を河川・海に囲まれ、23区内では比較的豊かな自然環境や生態系を有しています。この自然環境や生態系の豊かさは本区の魅力でもあります。そこでこの魅力を計る指標として、「バイオネストを設置している公園数」「自然観察会や生物調査などの年間参加者数」を設定します。



アダプト活動



バイオネスト

みんなで作ろう！ステキな公園



地域で育む みんなのこうえん

＼ はじまっています ！ ／

~Enjoy! Edogawa Park Life~

地域の仲間と
青空の下でヨガを
やりたいけど、
できるのかな？

家族で週末
ピクニックを
やりたいな！
仲間も誘って、
みんなと楽しく
できたらいいな！

地域のみんなと
防災イベントを
やりたいな！
できるかな？



ともに、生きる。
江戸川区
EDOGAWA

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



地域で育む
みんなのこうえん
プロジェクト





























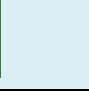



みんなのこうえんについて

地域の皆さんにとって身近な公園が「地域の庭」
のようになってほしいという想いから、はじまっ
た江戸川区の取組みです。公園を活用しながら
皆で住み続けたいまちづくりをはじめませんか？

まずはご相談ください！

第4章 みどりの施策

1. 施策の体系

将来像	基本方針	方針	施策	
水・みどり・農、ともに生き生きとした豊かな暮らしを創る生態学的アプローチ	1. みどりを 守る	(1) 貴重なみどりを 守ります	 	① 大径木や樹林地の保全と活用 ② 樹木、樹林地所有者への支援
		(2) 農を守り 活用します	  	① 農地の保全と活用 ② 営農への支援 ③ 農とのふれあいの機会の充実
		(3) 水の恵みを 守り 活かします	  	① 水辺における自然、生態系の保全 ② 水環境の保全
	2. みどりを 育む	(4) みどりの運動 を広げます	 	① ボランティアの発掘と育成 ② みどりの活動の支援
		(5) みどりの意識 を高めます	 	① みどりを育む大切さの普及啓発 ② 学校教育との連携 ③ 福祉との連携 ④ 生物多様性に関する普及啓発
		(6) 循環型社会の 形成に向けた 取組を広げま す	  	① SDGsとの連携 ② リサイクルの促進
	3. みどりを 創る	(7) 身近な公園を 充実させます	  	① 歩いて行ける公園の充実 ② 既存公園のリフレッシュ
		(8) 「拠点となる 公園」、「特色 ある公園」を 整備します	  	① 地域の拠点となる公園、 特色ある公園の整備 ② 都立公園の整備
		(9) 災害から暮らし を守るまちづく りをします	 	① 水とみどりを活用した 防災まちづくり
		(10) 公共用地や 民有地の緑化 を進めます	  	① 公共用地の緑化推進 ② 民有地の緑化推進
		(11) みどりの つながりを 広げます	  	① 水とみどりのネットワーク形成、 ヒートアイランド対策の推進
		(12) みどり豊かな 水辺を 創ります	  	① 河川景観の向上 ② 水辺利用の促進

2. 施策の内容

基本方針1 みどりを守る

方針	施策	事業
(1) 貴重なみどりを守ります	① 大径木や樹林地の保全と活用	・ 樹木伐採行為の届出制度の導入
		・ 都市開発諸制度を活用した保全
		・ 景観重要樹木としての指定
	② 樹木、樹林地所有者への支援	・ 大径木などの維持管理支援 ・ 老朽化した大径木などの定期診断助成
(2) 農を守り活用します	① 農地の保全と活用	・ 農の風景の創出と保全
		・ 農地の防災機能の周知・拡充
		・ 農地の公園用地としての活用
		・ 生産緑地の減少対策
	② 営農への支援	・ 農業経営基盤強化への支援
		・ 農業ボランティアの派遣
		・ 営農困難農地のあっせん
		・ 農産物の直売支援
	③ 農とのふれあいの機会の充実	・ 区民農園の新規開設
		・ 生産緑地の活用
		・ 体験型農園・ふれあい農園の整備と促進
		・ 幼稚園・保育園、小学校と連携した農地の活用
(3) 水の恵みを守り活かします	① 水辺における自然、生態系の保全	・ 農地を活用した農作物の直売所、農家レストランなどの立地誘導
		・ 農を活かしたにぎわいの創出
	② 水環境の保全	・ 水辺における自然、生態系の保全
		・ 親水公園や親水緑道における自然性の向上
		・ 河川の水質改善
		・ 雨水地下浸透化や雨水利用の促進

(1) 貴重なみどりを守ります

① 大径木や樹林地の保全と活用

樹木伐採行為の届出制度の導入

- 一定基準以上の大径木について伐採する際の届出提出制度の導入を検討します。

都市開発諸制度を活用した保全

- 都市開発諸制度(再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区及び総合設計)を活用した建築が行われる際はみどりの保全について、民間開発事業者と連携した取組を検討します。

景観重要樹木としての指定

- 景観計画と連携し、地域のシンボルとして広く親しまれている樹木などについて、景観重要樹木としての指定を検討します。

① 樹木、樹林地所有者への支援

大径木などの維持管理支援

- 保護樹に対する賠償責任保険の加入や剪定枝、落葉の回収・処分方法など、維持管理に対する支援策について検討します。
- 大径木などの適切な剪定方法やトラブルの対応方法、維持管理に関する相談先などを示すパンフレットを作成するなど、維持管理方法に関する情報提供を進めます。
- 大径木などへの近隣住民の理解を醸成するため、保全していく必要性や日々の管理などについて知ってもらう機会を増やしていきます。



大径木の維持管理

老朽化した大径木などの定期診断助成

- 老朽化した保護樹の定期診断に対して、樹木医の紹介や、維持管理に関する支援を行うことを検討します。
- 公園や学校などにおける地域から長く愛着を持たれている樹木については、地域のシンボルツリーとして、樹木診断実施などの保全策を検討します。

コラム 抹香屋のタブ

一之江抹香亭は、江戸前期から、抹香(香料)づくりを生業としていた一之江村の旧家跡で、庭には、推定樹齢750年のタブの木があります。

タブの樹皮は、抹香の原料にしていたと伝えられており、この木は通称「抹香屋のタブ」と呼ばれています。



(2) 農を守り活用します

① 農地の保全と活用

農の風景の創出と保全

- 鹿骨地域において、「農の風景育成地区」を指定しており、今後は営農者や地域住民と協力して、魅力の発信や農を守る機運の醸成、農家の支援などを行い、地域連携により農の風景を保全していきます。
- 営農者や地域と協働で農業体験や本区の農業の魅力をPRするイベントを開催します。
- 経営規模の拡大などを目指す農家による自身所有の宅地などを農地へ整備する取組を支援し、農地の創出を図ります。



農の風景創出イメージ

農地の防災機能の周知・拡充

- 農地所有者の協力により、防災協力農地として協定を結び、避難空間などとして活用を進めていくとともに、看板を掲示することで、その農地が生産の場以外にも地域にとって重要であることを区民に周知していきます。
- 災害時に生活用水を確保できるよう、防災兼用農業用井戸の整備を推進します。

農地の公園用地としての活用

- 農の風景育成地区内の農地や営農継続が困難となった生産緑地については、公園用地として活用するために積極的に買取を検討し、農をテーマにした公園を整備するなど、農の保全に努めます。

生産緑地の減少対策

- 区内全域において、生産緑地指定の計画的な誘導や一定規模以上の宅地化農地の保全に努めるなど、住宅と農地が共存したまちづくりを進めます。
- 生産緑地地区指定後 30 年を経過する生産緑地について、今後も農地として維持できるよう、農地所有者の意向も踏まえながら、特定生産緑地*地区への指定を推進するなど、生産緑地の保全に努めます。
- 営農の困難となった生産緑地に対し、都市農地貸借円滑化法*に基づく生産緑地の貸借を推進し、生産緑地の減少防止に努めます。



農の風景育成地区(鹿骨)



農の風景育成地区(鹿骨)

② 営農への支援

農業経営基盤強化への支援

- 生産緑地で都市農業を営んでいる企業的経営農家などを対象に、流通関連施設や生産基盤などの施設整備事業に対して補助を行うことにより、農業経営の安定化、近代化を促進します。
- 各地の農業先進地の視察や品種改良技術の向上、情報交換などのために農業継続の意欲のある農家が集まる講座を行い、農業経営のための基盤強化を支援します。

農業ボランティアの派遣

- 農業に関心を持つ区民を、高齢化や労働者不足の農家に対してボランティアとして派遣します。ボランティアは、農作業全般にわたる営農の人的支援を実施し、同時に農家から指導を受けることで農業技術の向上にもつなげます。

営農困難農地のあっせん

- 高齢化や後継者不足などにより農業の継続が難しい「営農困難農家」と農業経営の拡充を希望している「耕作可能農家など」の間で調整・あっせんを行うことで、営農の継続を図ります。

農産物の直売支援

- 本区の農産物の地元販路拡大のために、農産物を販売する直売所を紹介した「直売所マップ」を活用します。緑のイベントでの配布や、本区の施設に設置するなど、様々な機会を通じて、本区の農産物の紹介と販売支援に努めます。



花の祭典 ～フラワーフェスティバル～



ファーマーズクラブの活動風景

③ 農とのふれあいの機会の充実

区民農園の新規開設

- 本区の区民農園は、野菜などの栽培や収穫を体験することで、農業を身近に感じたり、興味を持ってもらうことを目的としています。より多くの区民が利用できるよう、既存農園の整備に加え、区民農園の新規開設を推進します。

生産緑地の活用

- 「農家の生業としての農業」を尊重しつつ、区民が農業にふれあう場の拡充のため、農業体験の場や農産物の直売所などとして生産緑地の活用を進めます。

体験型農園・ふれあい農園の整備と促進

- 「体験型農園」は、農家が開設して利用者に作付けから収穫までの栽培指導を行います。農業経営の形の一つとして、また、区民の農業体験の場として、設置を促進します。
- 「ふれあい農園」は、農家が育てた作物を区民が収穫し、収穫の喜びを味わえる農園です。「ふれあい農園」に協力してくれる農家の発掘を進め、農のレクリエーションが体験できる場の提供を促進します。

幼稚園・保育園、小学校と連携した農地の活用

- 東部地域(篠崎町三丁目)は、農地が集積しており、生産緑地や農業ボランティアの研修農地、学校農園、大規模な区民農園などの多様な形態の農地があります。
- 今後も区内の幼稚園・保育園、小学校と連携し、農業体験の場を提供するなど、農地の活用を推進します。

農地を活用した農産物の直売所、農家レストランなどの立地誘導

- 農地を活用した農産物の直売所、農家レストランなどの立地誘導により、にぎわいの創出を図ります。

農を活かしたにぎわいの創出

- 都市農業への関心を高めるため、農地を活用したイベントや収穫体験など、区民が農と触れ合う機会を増やすなど、農を活かしたにぎわいの創出を図ります。



ふれあい農園



体験型農園の栽培指導

(3) 水の恵みを守り活かします

① 水辺における自然、生態系の保全

水辺における自然、生態系の保全

- 都会の子どもたちにとって、水辺は体験学習や環境教育の場としても貴重な空間です。今後もNPOを中心とする保全活動や、特定外来種の駆除などに継続して取り組んでいきます。
- ビオトープ*などを整備する際には、地域住民も管理に参加できるように配慮するとともに、自然観察会の開催などにより、水辺の自然、生態系の大切さについての普及啓発に努めます。



体験学習の様子

親水公園や親水緑道における自然性の向上

- 区内には、多くの親水公園や親水緑道が整備され、水とみどりのネットワークが形成されています。これらは、区民の憩いの空間としてだけでなく、生物にとっても重要な生息・移動空間です。そのため、水辺の生物の生息環境の向上や水質の浄化に役立つように、地域の特長を活かしながら、自然環境に配慮した水辺環境の保全・創出を進めます。
- 親水公園・親水緑道は、かつての川や農業用水路としての歴史性を有し、周辺には寺社など歴史的・文化的資源が点在しています。周辺のまちなみの緑化により、親水公園・親水緑道を軸としたみどりを増やし、ゆとりやうるおいのある景観形成を進めます。



小松川境川親水公園

② 水環境の保全

河川の水質改善

- 親水河川・親水公園・親水緑道などでは、植物のもつ浄化能力を利用した水質改善に取り組めます。

雨水地下浸透化や雨水利用の促進

- 水は、人間のみならず、植物や昆虫などの生物にとっても欠くことのできない大切な要素です。水の自然循環を損なわないためにも雨水を活用する取組や、都市型水害を緩和するためにも雨水が地面にしみこむ取組が大切です。
- 道路や駐車場などの舗装の透水化や雨水貯留施設の整備を推進します。民有地についても、「住宅等整備基準条例」に基づいて、一定規模以上の事業に対する雨水貯留槽などの設置に取り組めます。



東部交通公園に整備された雨水貯留槽

基本方針2 みどりを育む

方針	施策	事業	
(4) みどりの運動を広げます	① ボランティアの発掘と育成	・人材の発掘や育成の支援	
		・学習会や観察会の実施	
		・地域による公園の維持管理 【みんなのこうえん】	
		・みどりのまちなみレポーターの推進	
	② みどりの活動の支援	・人材の派遣	
		・水とみどりの情報発信	
		・みどりの基金の活用	
		・事業者、NPO、エリアマネジメントなどと連携した活動の推進	
(5) みどりの意識を高めます	① みどりを育む大切さの普及啓発	・みどりを育む意識の向上	
		・身近な取組の支援	
		・みどりに関するイベントの開催	
		・グリーンアドベンチャー*コースの整備	
	② 学校教育との連携	・グリーンプラン推進校における取組	
		・子どもたちへの環境学習の充実	
		・自然に配慮した学校の環境整備	
		・みどりの大切さを伝える情報の発信	
	③ 福祉との連携	・学校と地域とのつながりを高める緑化活動の推進	
		・園芸福祉の推進	
	④ 生物多様性に関する普及啓発	・農福連携の推進	
		・楽しむ生物調査の実施	
		・地域と連携した生物多様性の保全・回復	
	(6) 循環型社会の形成に向けた取組を広げます	① SDGsとの連携	・生態系に配慮した対策の充実
			・SDGsと連携した意識啓発
		② リサイクルの促進	・樹木のリサイクルの促進

(4) みどりの運動を広げます

① ボランティアの発掘と育成

人材の発掘や育成の支援

- 公園・緑・水辺のボランティアや桜守、ウェルカムガーデナー*など、様々な個人や団体がみどりの活動に携わっています。
- 次世代の地域力向上を担う子どもたちを含めて、新たな人材の発掘や育成、ボランティア活動などの情報発信に努め、区民とともにみどりのまちづくりを推進します。



江戸川小学校すくすくスクール

学習会や観察会の実施

- 本区では、「エコアクション講座」や「花とみどりの環境学習」、「一之江抹香亭での観察会」などの学習会や観察会が実施されています。また、「荒川クリーンエイド」のように、区民、NPO、行政が協働で河川の清掃を行う活動も実施しています。
- 水とみどり、環境について、実践を通して楽しく学べるプログラムを提供しながら、引き続き水とみどりのまちづくりの普及啓発を図ります。



小岩菖蒲園まつり

地域による公園の維持管理【みんなのこうえん】

- 地域の皆様による利用ルールづくりや公園運営によって、より使いやすく魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目指します。
- 身近な公園を「地域の庭」として町会などを中心とした「愛する会」が、清掃や除草・草刈りなどの日常的な維持管理を行う「公園の自主管理制度(仮称)」を推進します。

みどりのまちなみレポーターの推進

- 好きなみどりの景観や、後世に残したいみどりの風景などを公募、公表する機会を設け、区民全員がみどりのレポーターになれる取組を推進します。
- SNSなどを活用して、四季折々のみどりの情報を共有できる環境づくりを進めます。

② みどりの活動の支援

人材の派遣

- 本区では、「ボランティア講座」や「小中学校における出前授業」「花いっぱい運動」など、各分野の専門家を派遣して、身近なことから始められる活動を支援しています。
- 専門家やコンサルタントなどの人材を派遣することにより、区民の様々なみどりの活動を支援する取組を引き続き進めます。



鹿骨小学校花いっぱい運動

水とみどりの情報発信

- 民間企業による環境保護活動への支援策や、先進的な取組事例、ノウハウ、専門家の派遣などに関する情報などは、区民活動の活性化のためには大切な情報といえます。そこで、各種講座や会議の場、区役所やえどがわ環境財団、えどがわエコセンターなどのホームページなどを通じて、わかりやすい情報発信を進めます。
- SNSなどを活用し、みどりに関する情報検索や情報発信、情報交換など、みどりのまちづくりに関わる人たちの交流促進を目指します。

みどりの基金の活用

- 平成6年に設立した「街路樹を大きく育てる基金」を活用し、街路樹マップの作製や、街路樹健康診断・土壌改良工事などを実施してきました。引続き、基金を活用した柔軟なみどりの活動支援を実施していきます。

事業者、NPO、エリアマネジメントなどと連携した活動の推進

- 区内で活動する事業者、NPO、エリアマネジメントなどの地域団体との連携・協働の仕組みづくりを推進します。

コラム 江戸ッキー（水とみどりの課）インスタグラム

江戸ッキー（水とみどりの課公式）インスタグラムでは、オススメの公園や、花とみどりの情報をお届けしています。みなさんも江戸ッキーアカウントをフォローしたり、#edogawamidoriをつけた情報発信をしてみてください。

 edogawamidori



(5) みどりの意識を高めます

① みどりを育む大切さの普及啓発

みどりを育む意識の向上

- 水とみどりを守り育てるためには、多くの区民が活動に関わっていくことが重要です。区民が水とみどりに触れる機会を増やし、区民一人ひとりの水とみどりへの関心を高め、活動に関わる人材のレベルアップにつなげていくなど、区民のみどりを育む意識の向上を図ります。
- みどりを保全することの大切さについて情報提供していくほか、様々な視点から意見交換するなど、区民と協働で農の風景やみどりの風景を守るためのプログラムを展開していきます。
- 本区が示す「江戸川区気候変動適応計画」の実現に向け、2050年のカーボン・マイナス*を掲げ、国などの最新の動向を踏まえ、排出される温室効果ガス(二酸化炭素)の吸収・固定源として、区内の緑地、水辺の効能を検証し、都市緑地の新たな魅力と価値を見出していきます。

身近な取組の支援

- 区民が身近に取り組むことのできる活動を通して、みどりを育む意識の向上を目指します。
- 町会などを中心とした「愛する会」による公園の清掃や除草、樹木・草花への水やりなどの活動を支援します。
- 公園ボランティアによる活動に対して、必要な資材提供などの支援を行います。



ボランティア活動状況

みどりに関するイベントの開催

- 本区では、「環境フェア」などのみどりに関する様々なイベントを実施するなど、みどりを育む大切さの普及啓発を行っています。
- 今後はこのようなイベントにおいて、ボランティアが育てた花の種や実を配布するなど、イベントを通じた緑化の普及啓発を図ります。

グリーンアドベンチャーコースの整備

- 身近な公園のみどりを楽しみながら、区内の名木や多様な樹種について学び、親しんでもらうために、樹木や花の名前や特徴をクイズにしたコース(グリーンアドベンチャーコース)の充実を図ります。
- 大規模な公園は改修に合わせ、グリーンアドベンチャーコースの設置を検討します。

本区は2050年の脱炭素社会の実現に向けて、2050年温室効果ガス排出実質マイナスに取り組む「江戸川区カーボン・マイナス都市宣言」を表明しました。

2050年のカーボン・マイナスの達成に向け、温室効果ガスの排出削減や、排出された二酸化炭素などをオフセットしていくことが必要になります。

林野庁によると、樹木による二酸化炭素の吸収量は、地域や樹種、樹齢によって違いがあるとされ、さらに、伐採した樹木は二酸化炭素を貯蔵しているため、建物の木造化や内装の木質化など積極的に木材利用を進めることで、都市においても炭素を貯蔵することができます。

令和3(2021)年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画におけるこれからの施策の方向と5つのポイントは以下の通りです。(出典：林野庁リーフレット)

森林・林業・木材産業による グリーン成長

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現！



森林資源の適正な管理・利用

循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再生林や複層林化を推進。併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加速。



「新しい林業」に向けた取組の展開

伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開。また、「長期にわたる持続的な経営」を実現。



木材産業の競争力の強化

外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上。また、中小地場工場等は、多様なニーズに応える多品目製品の供給により、地場競争力を向上。



都市等における「第2の森林」づくり

中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与。



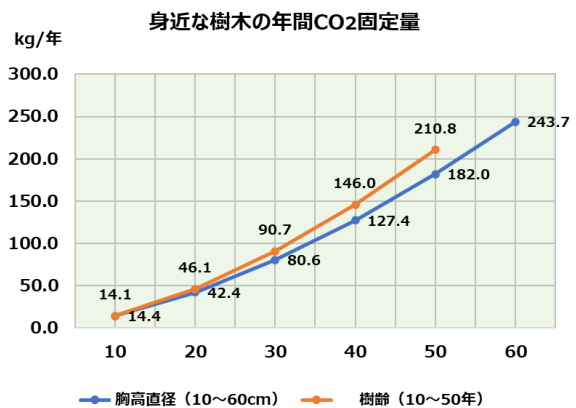
新たな山村価値の創造

山村地域において、森林サービス産業を育成し、関係人口の拡大を目指す。また、集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進。

年間CO₂固定量算定式を使った身近な樹木(クスノキ、シラカシ、マテバシイ、ケヤキ、イチヨウ、プラタナス類、サクラ類)が1年間に固定しているCO₂の量は右グラフの通り推定されます。

※樹木の地面から1.2mの位置の幹の直径(胸高直径)、または樹齢による算出

参考：国土技術政策総合研究所
(都市緑化樹木のCO₂固定量の算出より)



② 学校教育との連携

グリーンプラン推進校における取組

- グリーンプラン推進校で行われている、校内グリーンアドベンチャー、残菜コンポスト、花・野菜の栽培、みどりのカーテン、ビオトープづくり、プールのヤゴ救出作戦などの取組を今後も継続・拡充していきます。



みどりのカーテン



小岩第五中学校
残菜ゼロ運動

子どもたちへの環境学習の充実

- 子どもたちへの環境学習の一環として、農家による収穫体験や、学校の実のなる木から収穫した実をジャムに加工、学校のプールからトンボのヤゴの救出など、様々な体験プログラムを検討します。
 - 学校農園を通して、児童・生徒への食育、環境教育などの充実を推進します。
- ※ 学校農園(借地など利用)の設置状況：小学校9校

みどりの大切さを伝える情報の発信

- 子どものころから身近な自然に接し、みどりに親しみを持つことは、地域環境への関心を高めるとともに、地球規模の環境保護を考える上でも重要です。
- 子どもたちに向けて環境学習やボランティア活動などの様々な情報を発信し、みどりの役割や課題、みどりを守り・育み・創ることの大切さを伝えていきます。

学校と地域のつながりを高める緑化活動の推進

- 学校のみどりは地域のみどりの拠点となり、子どもたちは学校の豊かなみどりを地域住民とともに守り育てていくことで、地域環境に関心を持つことができます。地域と学校の絆をさらに高めるためには、子どもたちが地域社会と積極的に関わりを持つことが必要です。
- 子どもたちが自ら学校周辺の落ち葉などの清掃活動を行い、地域住民とともに緑化活動に参加するなど、子どもたちと地域とのつながりを高める活動を展開していきます。



小学校による緑化活動



新川げんき会清掃活動

③ 福祉との連携

園芸福祉の推進

- 植物を育てる播種から収穫までのプロセスに幅広い年代の人々が参加して、植物と接し、栽培する楽しみや喜びを共有する場を提供することを目指します。また、植物との触れ合いを通じ、より豊かな暮らしやすい地域づくりを進めます。

農福連携の推進

- 障害者や高齢者などの方々に対し、農業体験を通じた交流の場の提供をはじめ、自信や生きがいづくり、健康増進などを促進するため、区民農園の一部に福祉事務所や介護サービス事業所などを対象にした区画を設置します。

④ 生物多様性に関する普及啓発

楽しむ生物調査の実施

- 身近な生物(例えばアオスジアゲハ、マハゼ、カルガモなど)を、本区の環境をあらわす指標生物として設定して、その分布などを把握するため、区民の方からの生物情報受信体制を整えます。
- 定期的に情報整理を行うことでデータを蓄積し、経年変化の把握にも役立てます。
- 区民自らが、楽しみながら身近な自然環境の様子を把握することで、生物や自然への関心を高めます。
- 生物情報アプリ「バイオーム」*の活用を推進します。



篠田堀の生きもの調べ

地域と連携した生物多様性の保全・回復

- 公園や学校において、生物の生息・生育環境の保全や再生を図るための環境づくりを行い、地域と連携しながら生物多様性の確保を実現していきます。
- 公園などに生息・生育する動植物を保全するため、生物に配慮した公園や親水緑道、河川緑地などの維持管理を進めます。また、地域や学校と連携し、生物多様性の重要性について周知します。

生態系に配慮した対策の充実

- 自然改変を伴う事業を行う際に、生物多様性の保全のためにどのような点に配慮していくことが必要なかが示されている都の「生物多様性に配慮した質の向上のための手引き」をもとに生物多様性の普及啓発に努めます。
- 特定外来生物は、放置しておくとも分布を拡大しながら、在来種の生息・生育を脅かすなど、様々な被害を及ぼす恐れがあります。このため本区では積極的な特定外来生物の駆除を検討します。

(6) 循環型社会の形成に向けた取組を広げます

① SDGsとの連携

SDGsと連携した意識啓発

- 「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」や「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」の考えに基づき、SDGsの考え方やみどりを守り育てる大切さについて意識啓発を行います。具体的には、一人ひとりがみどりを大切にするためのアクションプランを検討するなど、本区が目指す「ともに生きるまち」に、各個人の取組がつながっていくことを周知していきます。

② リサイクルの促進

樹木のリサイクルの促進

- 寄贈樹制度を活用し、区民や事業者から不用となった樹木を受け入れて公共用地などの緑化に活用する取組を推進します。
- 剪定された枝や落ち葉を再利用してつくる「バイオネスト」の活用を進めます。バイオネストとは、剪定枝を丸く囲い編んだ鳥の巣のようなものの中に、落ち葉や草などを入れ、堆肥化させるためのものです。公園内で発生した落ち葉などを園内で循環させることができるほか、バイオネスト自体が生き物の住処となるなど、様々な効果が期待されます。
- 区内の樹木を伐採する際は、伐採した樹木を樹名板として利用するなど再利用に努めます。また、バイオマスとしての再生木材を積極的に利用することなどについて検討します。



バイオネスト



街路樹をリサイクルした樹名板

基本方針3 みどりを創る

方針	施策	事業
(7) 「身近な公園」を充実させます	① 歩いて行ける公園の充実	・歩いて行ける公園の計画的な配置
		・公園ごとの特色を活かした整備
		・農とふれあう公園の整備
		・生物にやさしい公園づくり
	② 既存公園のリフレッシュ	・循環型公園づくり
		・公園施設長寿命化計画の運用
(8) 「拠点となる公園」、「特色ある公園」を整備します	① 地域の拠点となる公園、特色ある公園の整備	・誰もが利用できるやさしい公園づくり
		・生態系に配慮したリニューアルや管理
		・誰もが健康・スポーツに親しめる環境づくり
	② 都立公園の整備	・拠点となる公園の整備
		・インクルーシブ*公園整備、インクルーシブ遊具の設置
		・大規模公園におけるレクリエーションを体験できる環境の充実
(9) 災害から暮らしを守るまちづくりをします	① 水とみどりを活用した防災まちづくり	・公園の整備や管理運営において、民間活力を導入したにぎわい創出の仕組みづくり
		・防災拠点としての公園の充実
		・親水公園や緑道、街路樹による防災ネットワーク整備
		・防災船着場の活用、災害時の舟運活用に向けた検討
(10) 公共用地や民有地の緑化を進めます	① 公共用地の緑化推進	・グリーンインフラの整備
		・江戸川区街路樹指針「新しい街路樹デザイン」*に基づいた整備と管理
	② 民有地の緑化推進	・学校や公共施設の緑化
		・緑化の充実
		・みんなの家に花いっぱい運動の推進
		・優良緑化への表彰制度の充実
(11) みどりのつながりを広げます	① 水とみどりのネットワーク形成、ヒートアイランド対策の推進	・街路樹の整備
		・親水公園・親水緑道の管理、保全、改修方針の検討
		・再開発によるネットワーク拠点の創出
		・水とみどりの拠点・軸・ネットワークの活用
		・風の道の形成
(12) みどり豊かな水辺を創ります	① 河川景観の向上	・さくらによる河川・堤防の修景
	② 水辺利用の促進	・親水公園・親水緑道や親水河川の利用促進
		・水辺を活用したにぎわいの創出



(7) 身近な公園を充実させます

① 歩いて行ける公園の充実

歩いて行ける公園の計画的な配置

- 区内には 496 箇所、777ha、区民一人あたり 11.3 m²の公園が整備されています。また、これまで、公園が不足している地域において、新たな用地取得や開発指導による公園整備などを進めてきました。しかし、現状として公園が不足している地域が存在していることや、借地の公園の場合には用地返還により新たな公園不足地域が発生する可能性があります。
- 今後は、公園が必要な地域の優先順位を整理し計画的な公園整備を進め、幅広い世代のニーズに対応する、歩いて行ける身近な公園の整備を推進します。

公園ごとの特色を活かした整備

- 新規の公園整備や既存公園の大規模な改修にあたっては、公園ごとの特色を活かし、バランスよく配置できるように取り組みます。また、自然の残る空地や路地の活用についても可能性を探っていきます。



なぎさ公園に整備された魔法の文学館

農とふれあう公園の整備

- 既存の公園と農地が隣接している場合や、大規模な農地が取得可能な場合は、農地として守りながら、区民が花や野菜を育てることを通じてコミュニケーションの図れる場の整備を検討していきます。

生物にやさしい公園づくり

- 令和5(2023)年に閣議決定された生物多様性国家戦略を受けて、都において生物多様性地域戦略が改定されました。生物多様性の確保という面においては、公園や学校などの公共のみどりは、その重要な拠点となります。
- 公園の整備にあたっては、本来の自然環境や生物の生息環境を考慮した空間の確保に努めます。
- チョウやトンボ、カブトムシなどの昆虫と触れ合える公園や、魚類や甲殻類などの水生生物を観察できる親水公園・親水緑道の整備を推進し、都市で生活する子どもたちに、生物多様性を感じる場を提供します。

循環型公園づくり

- 木材には人の心を和ませる効果、吸湿吸音効果など快適な環境を創出する効果があり、特に遊具などに木材を使うことにより、子どもたちが木とふれあい、親しむ体験をすることができます。
- 公園施設に、鶴岡市や安曇野市など友好都市の木材や、多摩産あるいは荒川源流の自治体の木材を使うことは新たな形の交流につながります。引き続き、多摩産材を樹木の控木などに活用します。

② 既存公園のリフレッシュ

公園施設長寿命化計画の運用

- 平成 26(2014)年に策定した「江戸川区公園施設長寿命化計画*」に基づき、予防保全型管理*を行うことで公園施設の寿命を延ばし、公園施設の安全性の確保、コストの縮減、平準化を図る維持補修を進めます。

誰もが利用できるやさしい公園づくり

- 子どもから高齢者まで、誰もが利用できる魅力的でやさしい公園づくりを進めます。
- 地域住民のライフスタイルに応じた公園の機能の充実や、バリアフリーやユニバーサルデザイン*などに配慮した整備、ピクトサイン*の多言語化などを検討します。

生態系に配慮したりニューアルや管理

- 公園のリニューアルに際しては、生物にやさしい環境づくり(バタフライガーデンやトンボ池など)に取り組みます。
- 日常の維持管理においても、例えば草刈りの時期と回数を調整することで、昆虫の生息環境や鳥の採餌空間を確保するなど、生態系に配慮した管理を推進します。こうしてできた生物の生息できる草地では、観察会の開催、管理作業へのボランティアの参画など生物を介した新たなコミュニティの形成を目指します。

誰もが健康・スポーツに親しめる環境づくり

- 公園の新設や改修に併せて、誰もが気軽に運動できる健康器具の設置を検討するなど、子どもから高齢者まで多世代が利用できる公園づくりに取り組みます。また、地域住民の意向を取り入れながら公園を運営します。
- 健康の道や大規模公園などでは、気軽にウォーキングやジョギングを楽しむことができる環境の充実を図ります。



水辺のスポーツガーデン

(8)「拠点となる公園」、「特色ある公園」を整備します

① 地域の拠点となる公園、特色ある公園の整備

拠点となる公園の整備

- 区内には、都立公園を除くと、地域の拠点となるような面積が 5,000 m²以上の大規模な公園が少ない状況です。
- 拠点となる公園が不足している地域では、人口動向や社会動向を踏まえながら、学校用地や工場跡地、未利用地などの活用を検討していきます。
- 既存公園に隣接する土地の取得、高規格堤防*事業やスーパー堤防*事業の機会をとらえた公園・緑地の整備などにより、地域の拠点となる公園の整備推進を図ります。
- 地域特性に応じて、Park-PFI などによる民間活力の導入により、特色のある公園を目指します。

インクルーシブ公園整備、インクルーシブ遊具の設置

- 近年、インクルーシブ公園と呼ばれる、障害のある子もない子と一緒に遊ぶことができる遊び場の整備が進んでいます。インクルーシブ遊具には、車イスで登れるすべり台、背もたれのついたブランコなどがあり、誰もが分け隔てなく遊ぶことができます。
- 本区でもインクルーシブ遊具を取り入れた公園整備の検討を進めます。

コラム インクルーシブ公園、遊具

インクルーシブ公園では、1つの公園で違う身体能力を持った子どもたちが同じことを隣同士で違う風楽しめる遊具が設置されています。また、遠路をはじめ敷地内に段差がほとんど無く、車いすやベビーカーの方はもちろん、誰もが快適に移動しやすいアクセシビリティに考慮されています。



それぞれの子に合ったタイプを選んで
遊べる平板型と椅子型、円錐型の
3種類のブランコ
都立砧公園（東京都世田谷区）



車いすに乗ったままでも
遊ぶことが出来る砂場
練馬区豊玉公園（東京都練馬区）

出典:「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン(東京都建設局公園緑地部公園建設課)

大規模公園におけるレクリエーションを体験できる環境の充実

- 大規模公園では、みどりを楽しみながら、スポーツやバーベキュー、散策など、気軽に様々なレクリエーションを体験できる施設の整備や環境の充実を図ります。

公園の整備や管理運営において、民間活力を導入したにぎわい創出の仕組みづくり

- 公園の整備や管理運営においては、民間活力を導入したにぎわい創出の仕組みづくりを進めます。
- 民間事業者と連携し、飲食店、売店などの便益施設からの収益を、公園の整備・改修などへ活用する Park-PFI 制度の導入を検討し、推進します。

② 都立公園の整備

篠崎公園や宇喜田公園の整備促進

- 区内には5つの都立公園がありますが、そのうち篠崎公園と宇喜田公園は未開園の区域が多い状況です。
- 篠崎公園は、みどりの拠点として「郷土の森」を創出する計画があり、野鳥の観察や住民参加によりみどりを育むエリアが計画されています。また、東京都地域防災計画において「大規模救出救助活動拠点*」に位置づけられているほか、整備計画内でも「震災時のみならず、水害時にも対応できるよう、公園に隣接する市街地とのつながりを考慮して、広場の高台化(A.P+6m)と避難動線の確保を図る」と位置づけられており、避難場所や広域の救援・復興活動の拠点として、極めて重要な役割を担っています。
- 大規模救出救助活動拠点に指定されている、環状七号線周辺の他の都立公園と比較して、篠崎公園の整備率は低いことから、今後も都に整備促進を要請していきます。



篠崎公園



宇喜田公園

(9) 災害から暮らしを守るまちづくりをします

① 水とみどりを活用した防災まちづくり

防災拠点としての公園の充実

- 公園内には、雨水貯留施設、ソーラー照明、災害時対応トイレ、かまどベンチ、防災井戸などの防災施設を設置します。また、それらの防災施設が災害時に効果を発揮できるように、町会などの防災訓練や通常時における活用など、利活用のルールづくりも推進していきます。
- 高台化した公園は水害時の一時避難場所や、物資輸送などの中継拠点としての機能を担います。今後も高規格堤防事業やスーパー堤防事業、都立公園の整備事業などと連携し、公園の高台化を推進していきます。
- 高規格堤防やスーパー堤防の整備にあたっては、防災性の向上と同時に親水性を高め、「川」と「まち」とをつなぎ、水辺と調和する良好な環境の整備を促進します。
- 木造住宅が密集する地域では、地区計画や密集住宅市街地整備促進事業に合わせて公園や広場などのオープンスペースを確保し、地区の防災性や住環境の改善を図ります。

親水公園や緑道、街路樹による防災ネットワーク整備

- 親水公園・親水緑道においては、延焼遮断帯や避難路としての防災空間機能、消火及び生活用水としての水利機能の充実を図ります。
- 都市計画道路の整備と併せて街路樹の整備充実を図ります。
- 親水公園、緑道、街路樹などの延焼遮断機能を活用し、みどりによる防災ネットワークを形成します。

コラム 葛西臨海公園「防災情報ひろば」

園内のクリスタルビュー地下1階には、防災に関わる情報を発信する場として「防災情報ひろば」があります。非常時持ち出し品などの展示や、パネルによる防災に対する心構えや備えの紹介、葛西臨海公園の発災時の役割や防災施設の説明などを展示しています。



出典:東京都公園協会ホームページ

防災船着場の活用、災害時の舟運活用に向けた検討

- 水上交通システムは、災害時にも有効活用ができるため、既存の防災船着場などについては、国や都、近隣区などと連携し状況に応じた活用を検討します。



救援物資輸送活動訓練の様子

グリーンインフラの整備

- 近年、自然環境が有する多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが求められています。
- グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を活用するなどし、「グリーンインフラ」で持続可能なみどりあふれるまちづくりを目指します。
- 本区では、公園内に「雨庭(あめにわ)*」を整備し、降った雨を土の中にため、ゆっくりと地面にしみ込ませる取組を行っています。大雨が降った時、排水管に流す雨水を減らすことで、まちに水があふれるのを防ぎます。

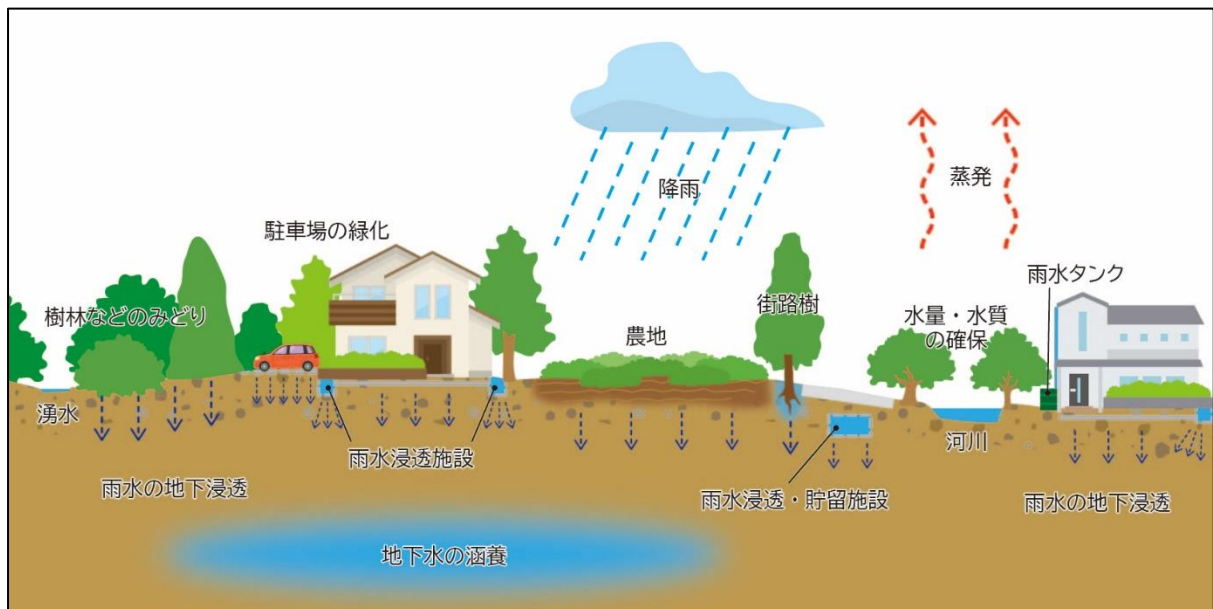


図 グリーンインフライメージ

(10) 公共用地や民有地の緑化を進めます

① 公共用地の緑化推進

江戸川区街路樹指針「新しい街路樹デザイン」に基づいた整備と管理

- 本区では、昭和 50 年代から 60 年代にかけて、多くの街路樹を植栽し、みどり豊かな街路を整備してきました。
- 街路樹は、私たちが日々の生活の中で移動空間として使用している道路に植栽されており、自然地や公園などに植栽された樹木とは生育環境が異なります。その中には、樹形の乱れにより景観を損ねたり、通行の支障になるなど、樹形の作り直しが必要なものもあります。また、道路にはライフラインが埋設され、柵・標識・信号などの安全施設が併設されている箇所もあります。こうした生育環境のなか、植栽後 20～30 年を経過する街路樹が、周辺の舗装を持ち上げて歩行に支障をきたしていたり、狭い歩道で大きく枝を張って越境するなど、街路樹を取り巻く環境において様々な課題が生じています。
- みどりの量の維持と質の向上を図るため、江戸川区街路樹指針「新しい街路樹デザイン(平成 21(2009)年 4 月策定)」に基づいた街路樹の整備や更新を推進しています。この方針に基づき、既存の街路樹については、各路線の状況に合わせた効果的な樹形管理を行うために、路線別目標樹形を設定し、樹冠(樹高)・枝張り・下枝を揃えるなど、統一感のある景観づくりを進めていきます。また、歩道幅員や植樹柵の空間スケールと樹木の特性(枝や根の伸長など)を考慮しながら、周囲との調和や将来の景観を見据えた街路樹の適切な維持管理を進めていきます。



船堀街道の街路樹

学校や公共施設の緑化

- 学校や公共施設の緑化に関しては、施設単位で緑化を行うだけでなく、例えば隣接街路樹にあわせた樹種の選定など、周辺地域のみどりとの調和を図りながら改修時の再整備や今あるみどりの維持管理を行います。

② 民有地の緑化推進

緑化の充実

- 都市部では、公園の整備などによる公的空間での緑の確保には限界があり、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが重要です。
- 本区では、「住宅等整備基準条例」に基づいて、一定規模以上の開発に対して敷地の緑化を推進してきました。また、景観条例や景観地区、地区計画により、みどりの都市景観形成を進めています。

みんなの家に花いっぱい運動の推進

- 心をこめて草花を育てたり、庭づくりを楽しんでいる方たちが、花や緑を通じて互いにふれあい、その輪が広がっていくことが、美しいまちづくりにつながります。
- 区民主体の「花のまちづくり」「景観まちづくり」などの活動を踏まえて、花やみどりを育てる喜びや美しく飾る楽しさを地域で共有する“みんなの家に花いっぱい運動”のさらなる普及啓発を目指し、活動を推進します。

優良緑化への表彰制度の充実

- 質の高い民有地の緑化を進めるためには、緑化に対する関心・意欲を高めるための取組が重要です。そこで、まちを元気にする活動や地域らしさを活かした建築物を表彰する「景観まちづくり賞」において、緑化のみならず、周辺環境と調和し、特に優れた景観を創出したと認められる建築物や活動などを表彰します。また、受賞した作品は区のホームページに掲載するなど、さらなる緑化の推進に寄与することを目指します。

(11) みどりのつながりを広げます

① 水とみどりのネットワーク形成、ヒートアイランド対策の推進

街路樹の整備

- 街路樹はヒートアイランド現象の抑制や大気浄化など環境面の保全効果や、水辺や公園などをつなぎ鳥類や昆虫などの移動経路としての役割も果たします。
- みどりのつながりを広げ、都市の生物多様性を確保するためにも、公園や緑地の保全と共に街路樹や緑道などの整備による水とみどりのネットワークの形成を推進します。
- 都市計画道路の整備や区画整理事業、街路樹の更新時期に合わせ、必要な機能に見合った樹種選定や植栽環境の改善など、街路樹のさらなる充実を図ります。

親水公園・親水緑道の管理、保全、改修方針の検討

- 親水公園・親水緑道には、整備されてから長い年月が経過し、舗装や施設の全面的な見直しが必要な路線もあり、今後の維持管理の方向性を定める必要があります。
- 本区の緑化の歴史を語る親水公園・親水緑道には、各路線にその時代を象徴する石積みや多自然型護岸*などの特徴があります。現在は、それらの特徴を活かしつつ効率的に維持管理をするための工夫が求められています。
- 整備当初のコンセプトと時代ニーズの変化、区民の意見を踏まえながら、維持管理や保全・改修のための方針検討を行います。

再開発によるネットワーク拠点の創出

- 市街地再開発事業などのまちづくりの機会を捉えて、良好なまちなみ景観の誘導、敷地内のみどりやオープンスペースの充実、商業施設によるにぎわいの創出を図ります。また、防災広場や帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の整備を促進します。



良好なまちなみ景観の誘導

- JR小岩駅周辺では市街地再開発事業などのまちづくりが進んでおり、誰もが楽しみ満足できる商業環境と、都市の魅力を満喫できる住環境を整えたにぎわいのある「小岩らしい」景観形成を図るため、景観地区に指定されています。
- JR平井駅北口では、市街地再開発事業によるまちづくりが進んでおり、地域の玄関口としてふさわしいにぎわいのある景観形成と、自然豊かな川と緑地に囲まれた地域の特徴を活かした空の広がりを感じる景観づくりを図るため、景観地区に指定されています。
- 船堀四丁目周辺では市街地再開発事業で、区役所新庁舎や複合施設の整備が予定され、街の景観が大きく変わる契機を迎えています。このため、これらの拠点施設と既存市街地や幹線道路、船堀グリーンロードとの調和を図るため景観地区に指定されています。

水とみどりの拠点・軸・ネットワークの活用

- 河川空間を活かしたにぎわいを支える施設として、飲食・売店などの利便施設や休憩施設、交流施設などの設置を検討します。また、水辺や公園などの公共空間を芸術・文化活動の場として活用できる仕組みを検討します。
- 大規模な公園である篠崎公園、宇喜田公園、大島小松川公園、総合レクリエーション公園を「みどりの拠点」として位置づけ、各公園がもつ機能の特長を活かし、多様な機能で自然に親しむことができる空間形成を進めます。
- 荒川・中川、江戸川・旧江戸川、新中川、旧中川、新川を「水とみどりの軸」として位置づけ、生態系の保全や水辺に親しむことができる環境を充実するとともに、観光資源としても活用し、水辺を活かしたにぎわいを創出します。
- 生活に密着した身近な水辺空間である親水公園・親水緑道は、「水とみどりの生活軸」として位置づけ、水辺環境を活かして、四季の彩りを楽しめる環境の形成を図ります。
- 拠点と軸を緑道や街路樹などの連続したみどりで結ぶことによって、回遊性のある、アメニティ性の高い都市環境を創出します。ネットワークの不足する地域の整備や軸と隣接する公園、公有地・民有地とも連携し、水とみどりの総合的な環境を充実させます。

風の道の形成

- 河川と公園・緑地を親水公園・親水緑道、街路樹などでつなぎ、ネットワークを形成することにより「風の道」の形成に努めます。また、緑陰空間の連なりを創出することで、夏季の暑さの緩和に努めます。
- 道路の整備・更新にあたっては、環境に配慮した透水性舗装*にするなど歩きやすく快適な道づくりを進めます。

(12) みどり豊かな水辺を創ります

① 河川景観の向上

さくらによる河川・堤防の修景

- 区内には、1万5千本のさくらが植えられており、多くの名所があります。
- 小松川千本桜や新川千本桜はその代表であり、今後もさくらの植栽による修景を進め、河川景観の向上を図っていきます。
- 整備されたさくら並木では、「えどがわ桜守」などのボランティア、区民と協働で守り育てていきます。



小松川千本桜

② 水辺利用の促進

親水公園・親水緑道や親水河川の利用促進

- 区内には、総延長が約27kmにも及ぶ親水公園や親水緑道が整備されています。また、旧中川や新川の親水空間の整備にも取り組んできました。今後は、ユニバーサルデザインに基づいたベンチやサインの充実を図り、だれもが訪れやすい水辺空間を創出します。
- 水上スポーツの場や観光資源、自然観察や歴史との触れあいの場として、区民とのパートナーシップのもと、水辺環境の利用の促進に努めていきます。

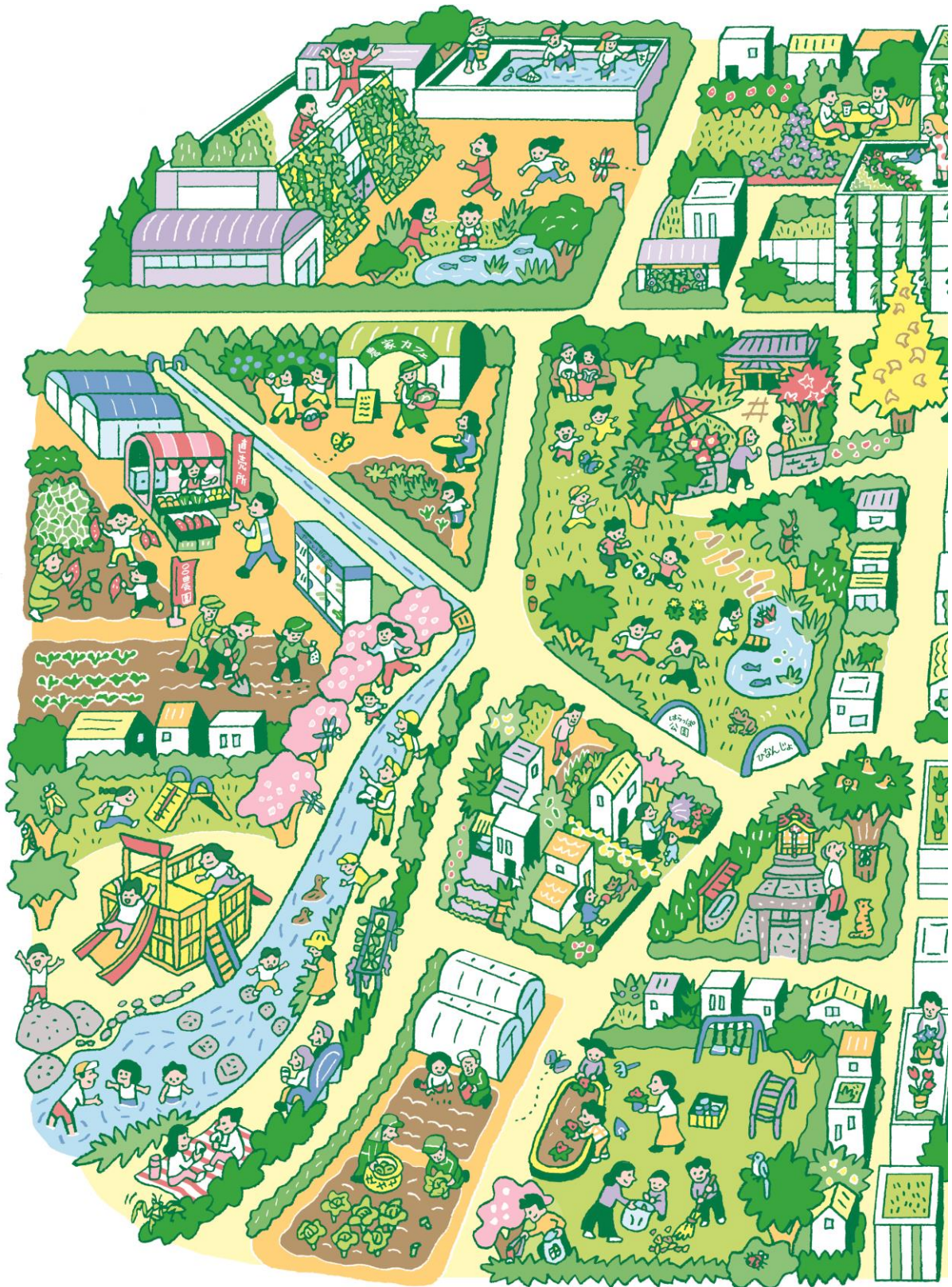
水辺を活用したにぎわいの創出

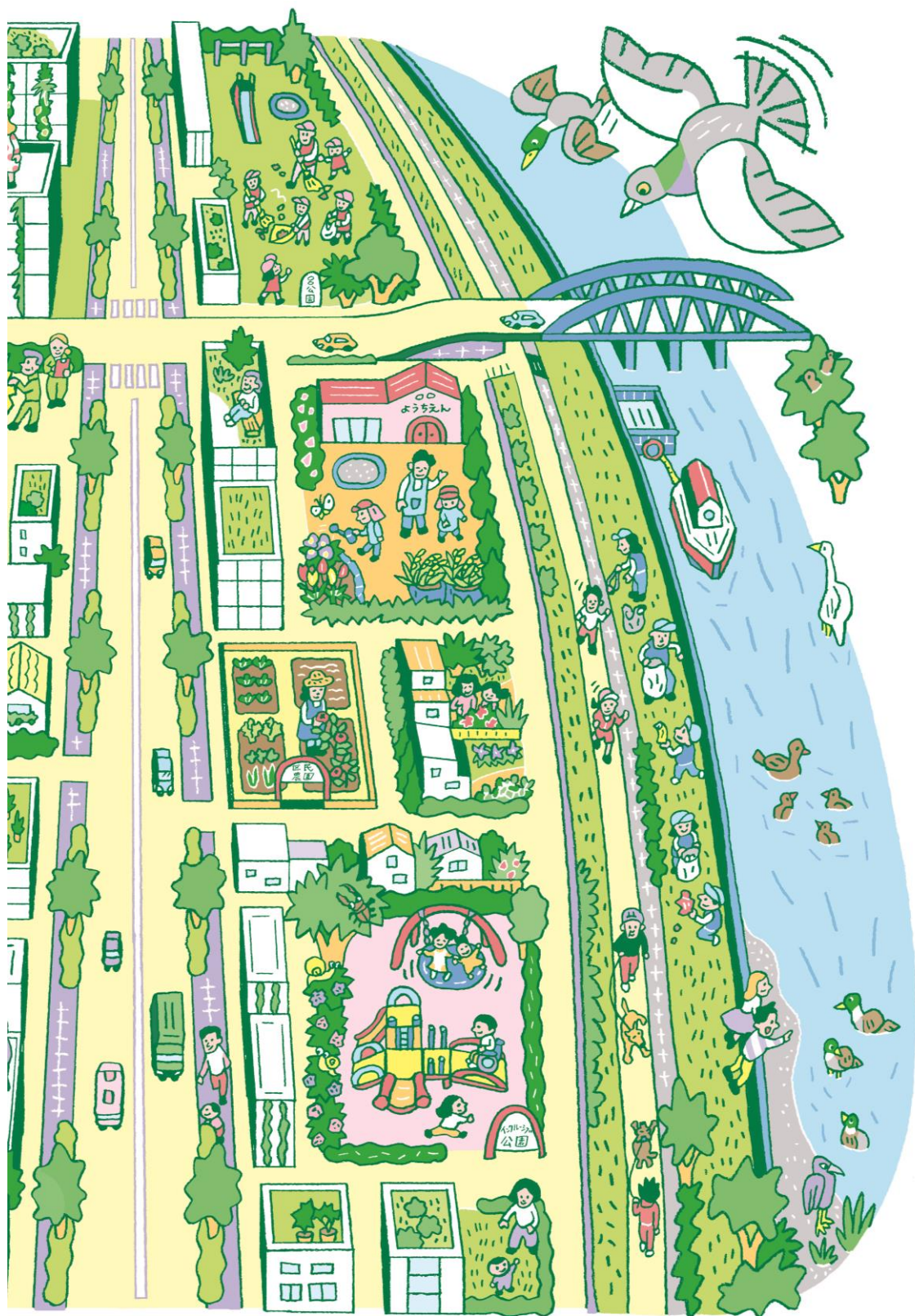
- 江戸川・旧江戸川沿川では、ポニーランド、江戸川水閘門、スポーツランド、水辺のスポーツガーデン、サイクリングロード、親水緑道など多様な資源の連携や、沿川における公園の新設・再整備などにより、新たなにぎわいの創出を図ります。
- 旧中川では、大島小松川公園や建築物との調和を図り、水上スポーツなど水辺利用を進めるとともに、国や都、江東区と連携し荒川ロックゲートの活用を推進します。
- 新川では、千本桜や江戸情緒あふれる景観など、観光資源の活用を図ります。
- 新左近川親水公園では、総合レクリエーション公園再整備の一環として、水辺のにぎわいを生み出すエントランス広場などを整備し、水上スポーツの拠点を形成します。
- カヌー・スラロームセンターは、水上スポーツやレジャーを楽しめる施設として活用を推進します。また、葛西臨海公園・葛西海浜公園との連携により海辺を活用したにぎわいの創出を促進します。

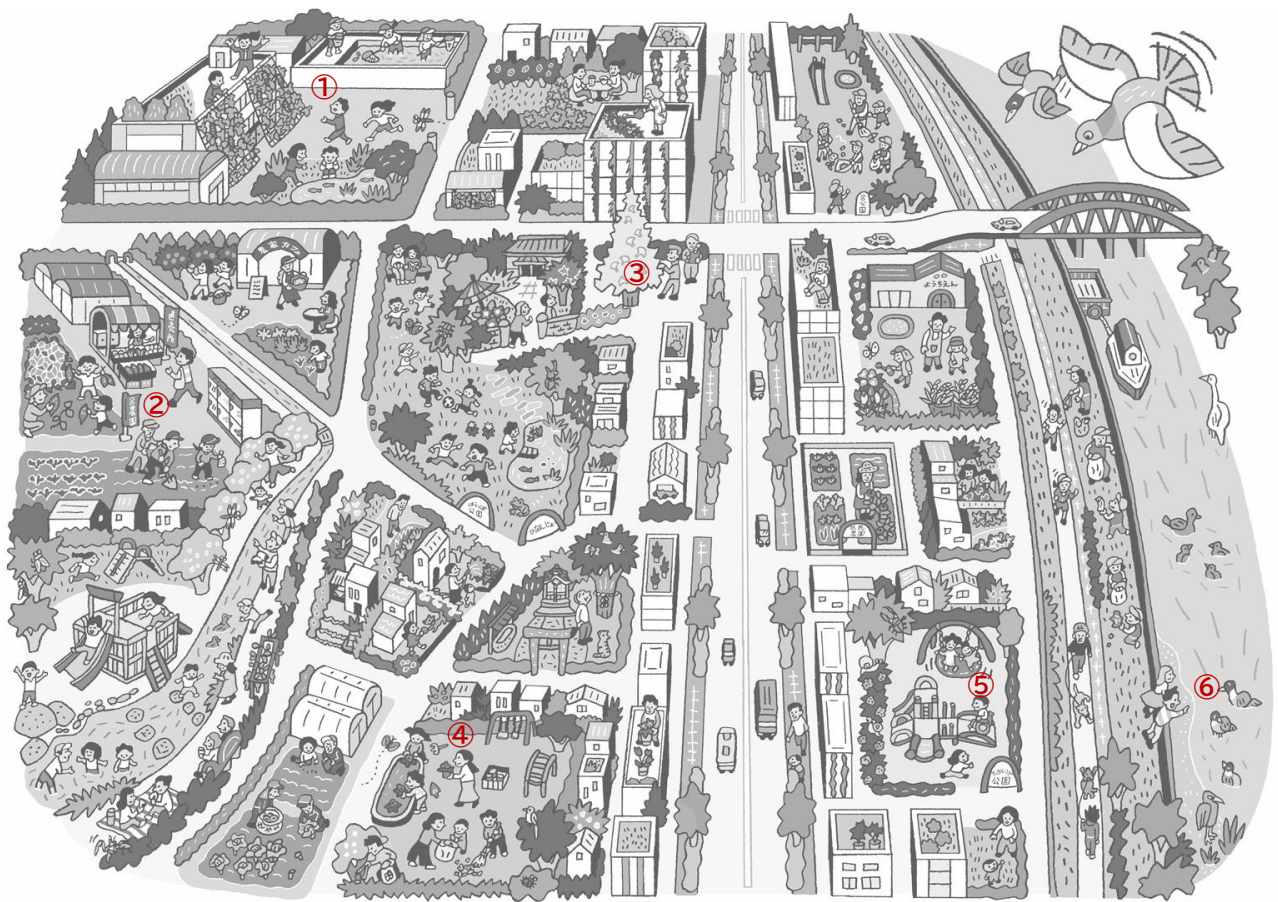


新左近川親水公園カヌー場

みどりの施策が実施されたイメージ







①学校ではみどりのカーテンづくりなどが行われています。



④地域のみなさんが公園や河川をきれいにしたり、みどりを育てています。



②農地を活用した農作物の直売所、農家レストランなどが増えています。



⑤障害のある子どもも一緒に遊ぶことができる、インクルーシブ遊具を取り入れた遊び場づくりを検討します。



③地域のシンボルになる大きな木をみんなですべて守っています。



⑥生物の保全活動や、外来種の駆除などに取り組んでいます。

